

説 明 資 料

（ 財 政 及 び 税 制 の 現 状 ）

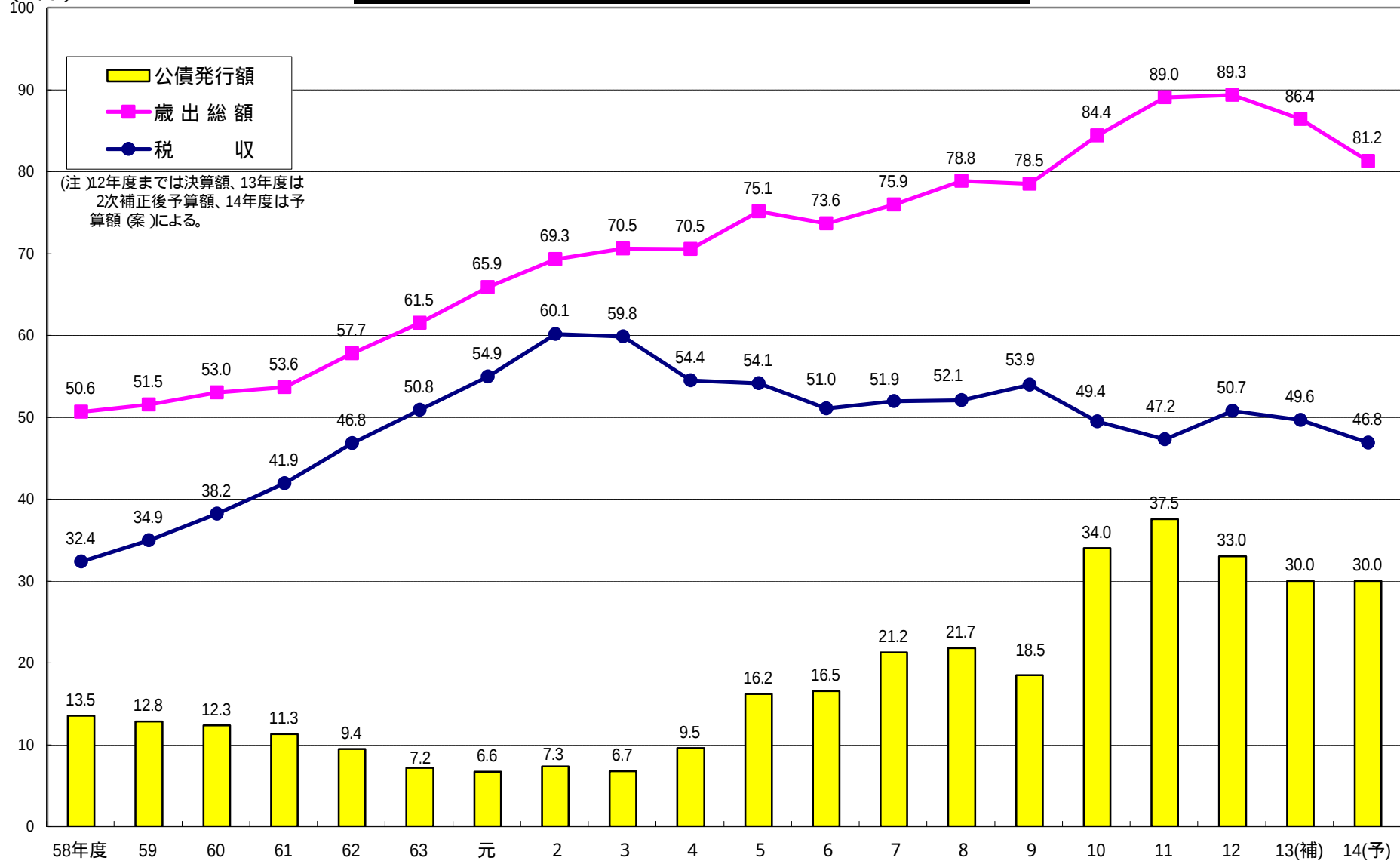
目 次

・ 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	1
・ 公債残高の累増	2
・ 利払費及び利払費率の推移	2
・ 地方税収入の推移	3
・ 地方財政の財源不足の状況	4
・ 地方財政の借入金残高の状況	5
・ 国及び地方の財政収支	6
・ 国及び地方の債務残高	7
・ 近年の税制改革等の流れ	8
・ 平成6年以降の主な税制の動き	9
・ 一般会計税収、名目GDPの推移と主な税制の動き	10
・ 国民負担率の推移	11
・ 国民負担率の内訳の国際比較	12
・ 租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税）	13
・ OECD諸国における租税負担率（対GDP比）の国際比較（1999年）	14
・ 租税負担率（対GDP比）の国際比較（国税）	15

・ 所得税の納税者数（平成12年分）（未定稿）	16
・ 個人住民税所得割の納税義務者数（平成13年度分）	17
・ 平成12年分給与階級別の非納税者数（民間給与所得者）	18
・ 非納税者のイメージ — 機械的計算例① —	19
・ 非納税者のイメージ — 機械的計算例② —	20
・ 世帯内の就業状況の推移	21
・ 給与収入階級別の納税者数と一人当たりの源泉所得税額（平成12年分）	22
・ 所得税の課税ベース（給与収入700万円の場合）	23
・ 個人住民税の課税ベース（給与収入700万円の場合）	24
・ 課税最低限の国際比較	25
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	26
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	28
・ 土地譲渡所得の課税状況（平成11年分）	29
・ 資本金階級別の法人税額（平成11年分）	30
・ 資本金階級別の法人事業税額（平成11年分）	31
・ 法人の所得金額と欠損金額の推移	32
・ 最近における相続税の主な改正	33
・ 相続税の課税状況の推移	34
・ 付加価値税率（標準税率）の国際比較	35
・ 事業者数及び課税売上高の推移（試算）〔消費税〕	36

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

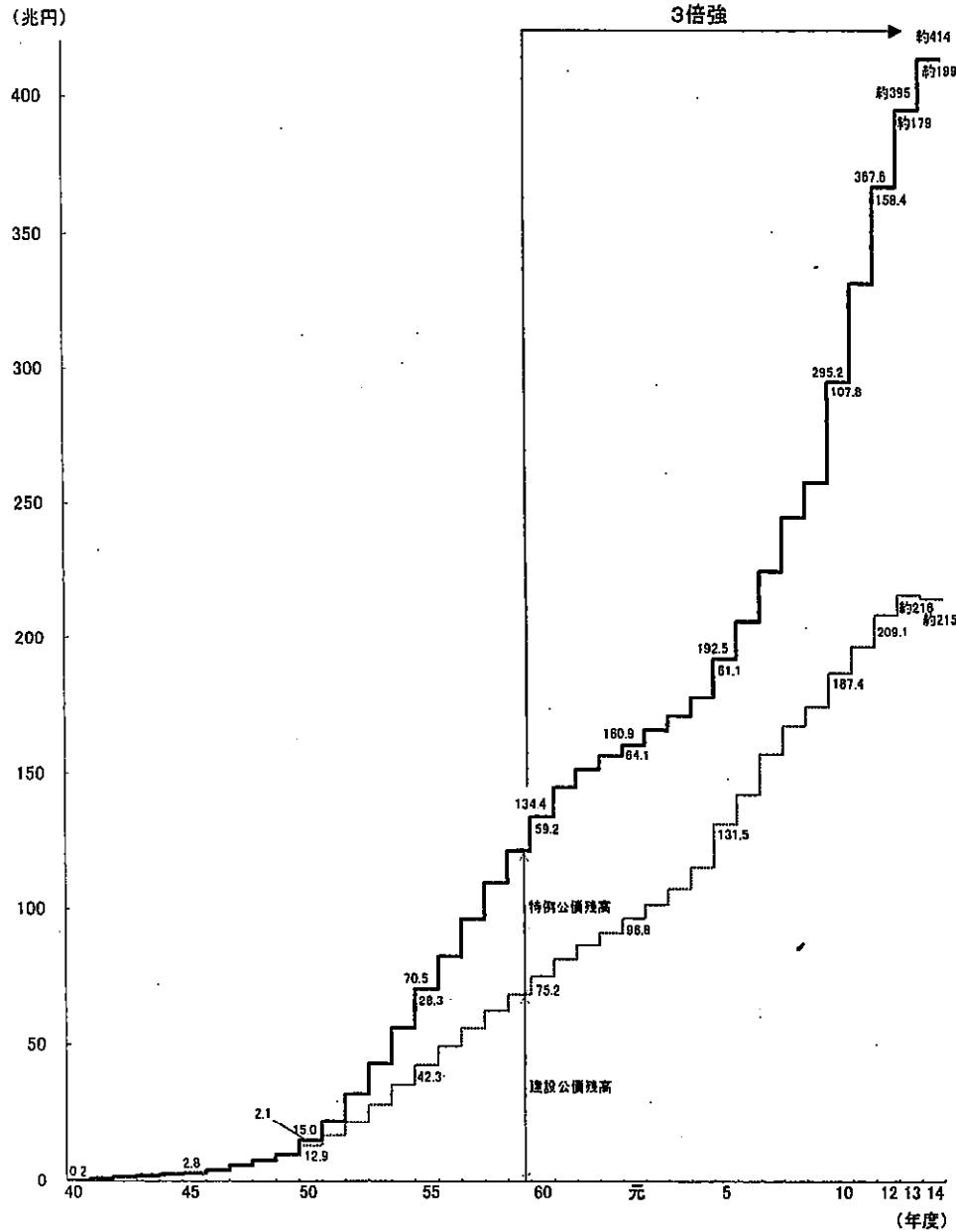
(兆円)



歳出に占める税収の割合 (%)

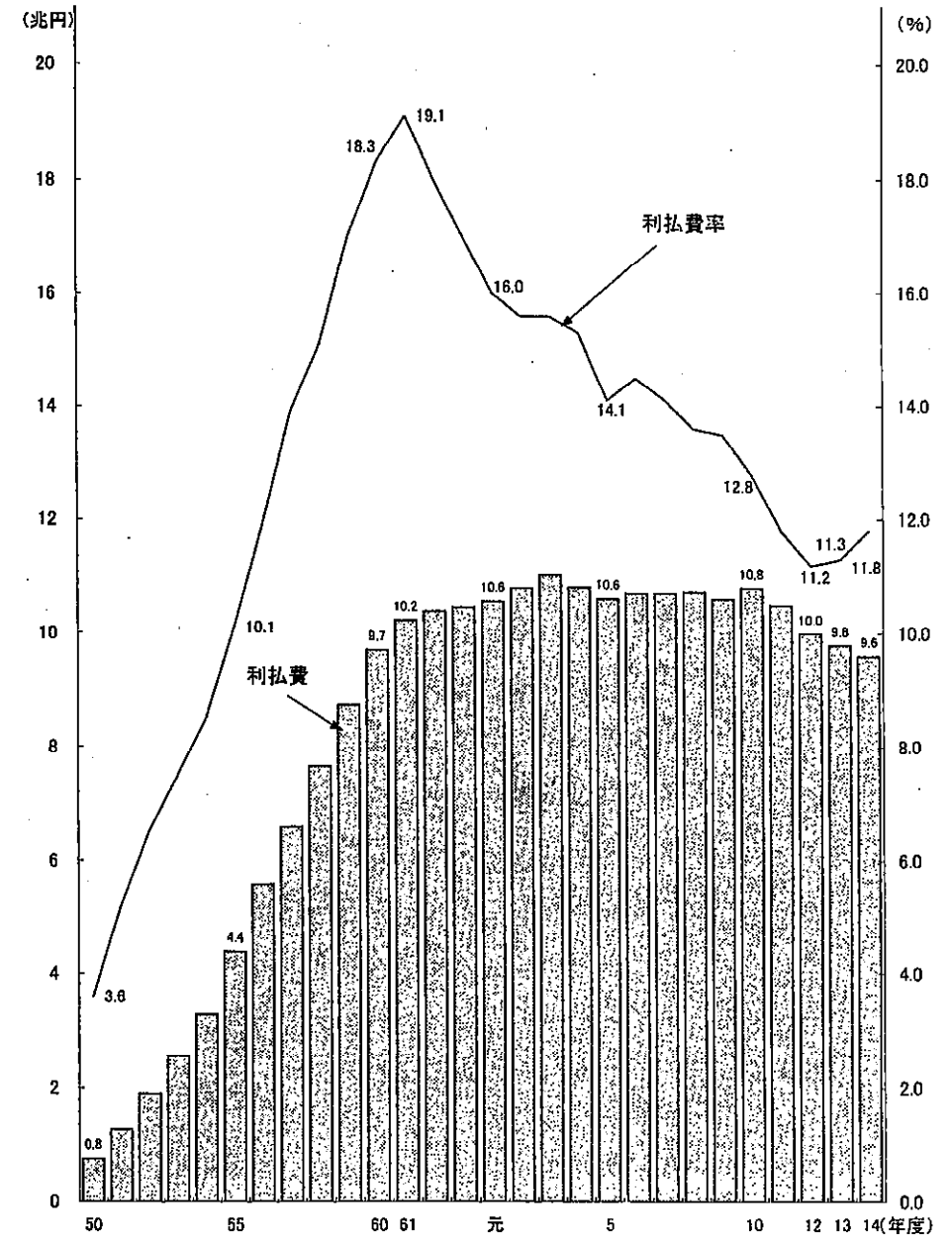
63.9 67.8 72.1 78.1 81.1 82.7 83.4 86.8 84.8 77.2 72.1 69.3 68.4 66.0 68.7 58.6 53.1 56.8 57.5 57.6

公債残高の累増(平成14年度予算)



(注) 1. 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、13年度、14年度は見込み(13年度は14年度借換国債の13年度における発行予定額(約7兆円)を含む)。
2. 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債を含む。

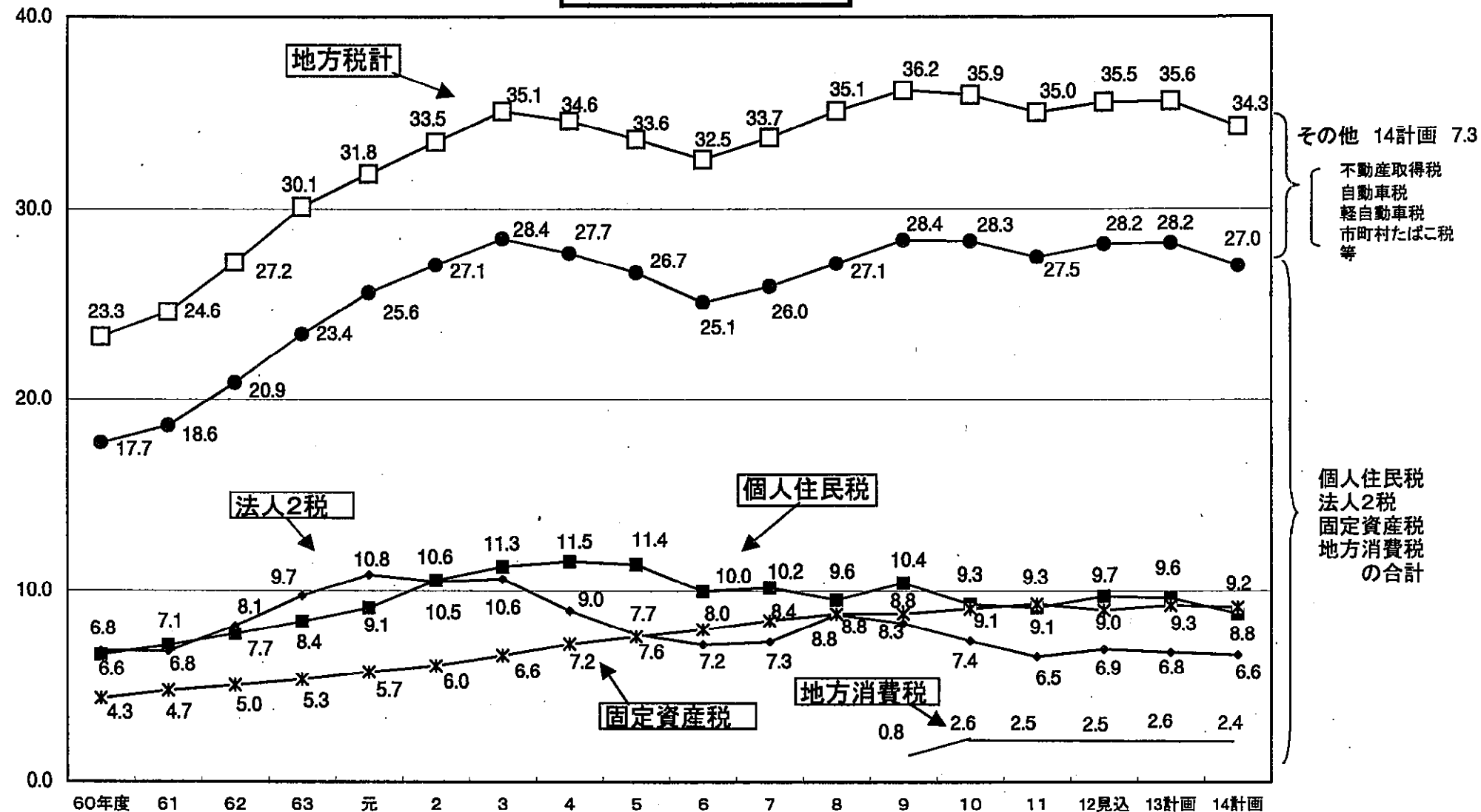
利払費及び利払費率の推移(平成14年度予算)



(注) 12年度までは決算、13年度は2次補正後予算、14年度は予算。

(兆円)

地方税収入の推移

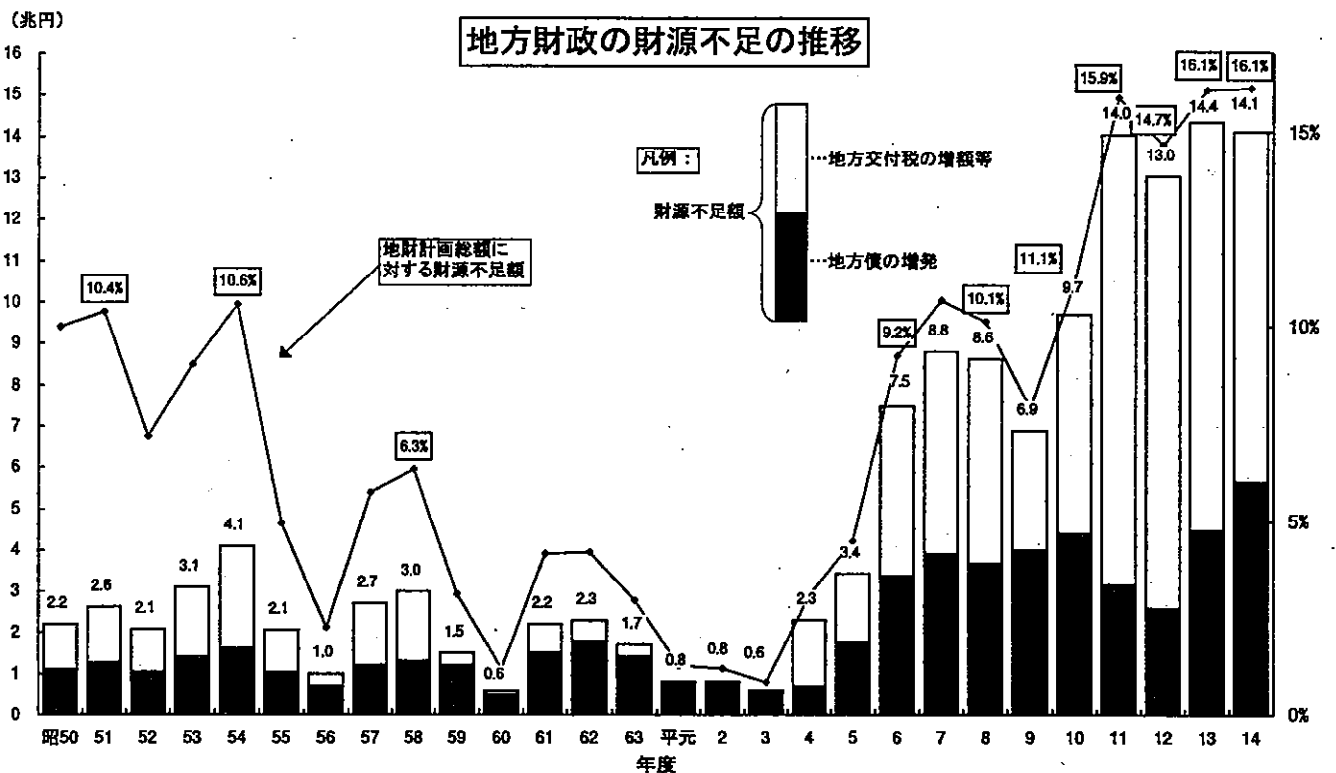


(注) 1 平成11年度までは決算額、12年度は決算見込額、13年度、14年度は地方財政計画額である。

2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

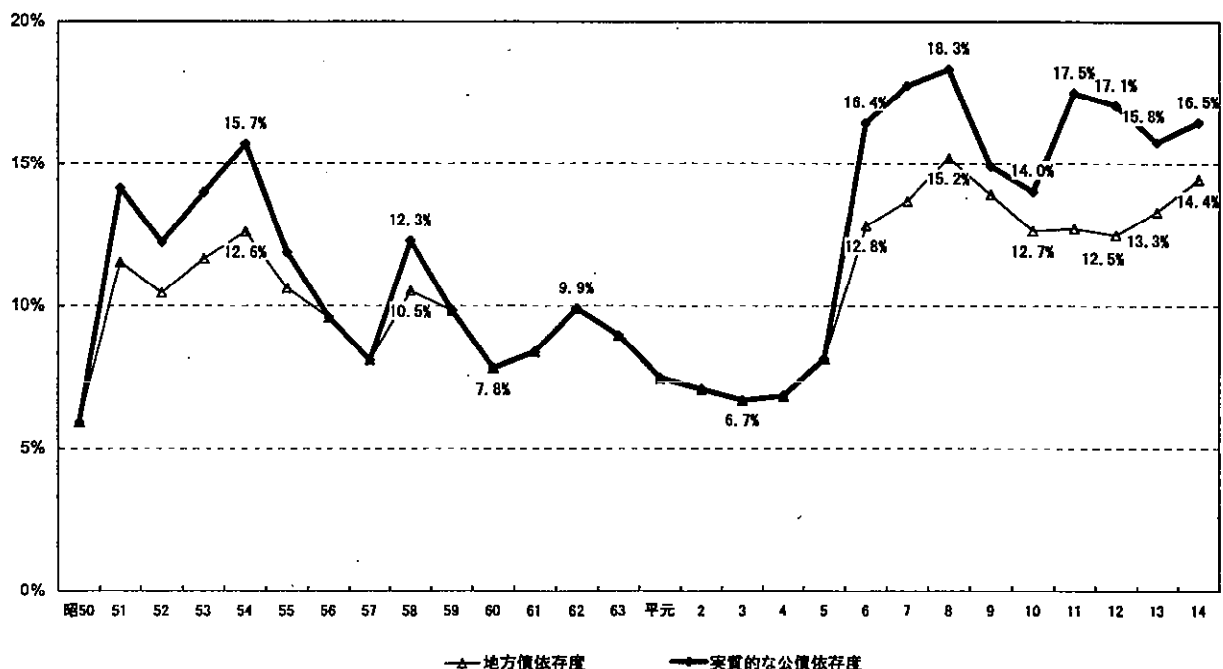
地方財政の財源不足の状況

- 地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成 6 年度以降急激に拡大しており、平成 14 年度には 14.1 兆円の財源不足となり、地方財政計画の 16.1%にも達する規模となっている。
- 地方債と交付税特別会計借入金を合わせた実質的な公債依存度も平成 6 年度以降急激に上昇しており、平成 14 年度には 16.5%となっている。



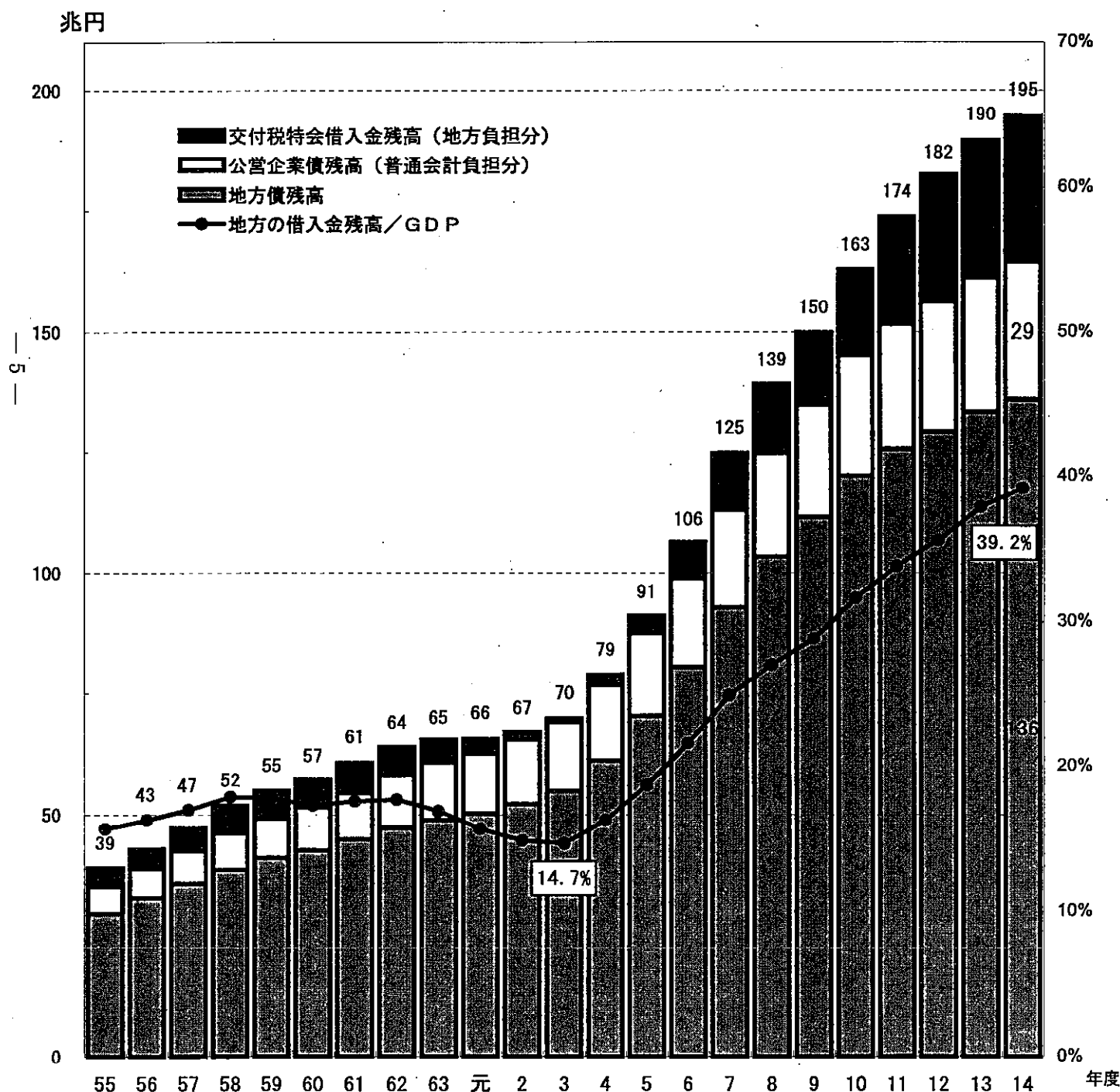
- (注) 1 財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である（平成14年度は当初）。
 2 平成14年度の数値は平成14年度地方財政対策数値であり、精査の結果異動することがある。

地方債依存度及び実質的な公債依存度の推移



地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、平成 14 年度末で 195 兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 3 年度から 2.8 倍、125 兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は 61 兆円と 5 割弱(49%)を占めている。
- 特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債、臨時財政対策債と実質的な全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金の合計は 42 兆円となっている。

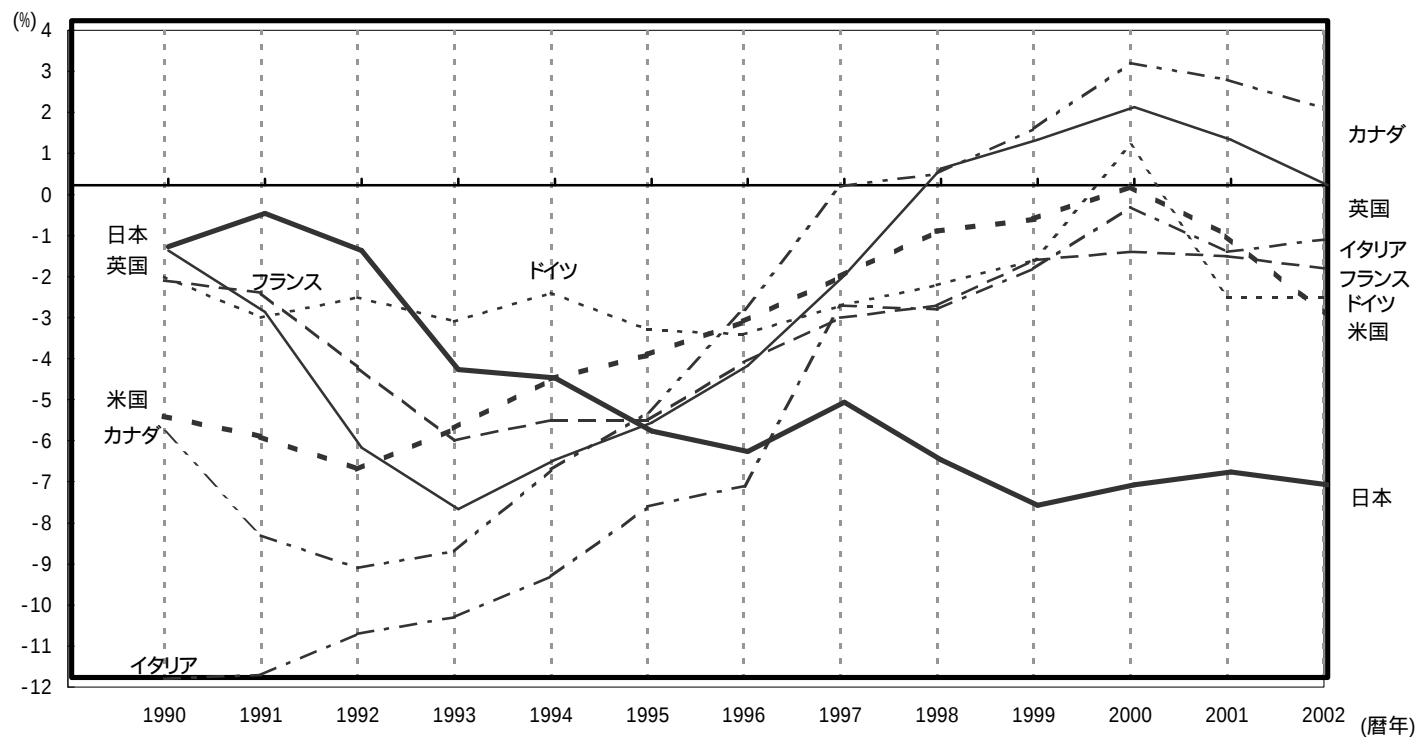


国及び地方の財政収支 (SNAベース、OECD/エコノミック・アウトルック 70号 (2001年12月))

(暦 年)	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
日 本	▲ 1.5	▲ 0.7	▲ 1.6	▲ 4.5	▲ 4.7	▲ 6.0	▲ 6.5	▲ 5.3	▲ 6.7	▲ 7.8	▲ 7.3	▲ 7.0	▲ 7.3
米 国	▲ 5.4	▲ 5.9	▲ 6.7	▲ 5.7	▲ 4.5	▲ 3.9	▲ 3.1	▲ 2.0	▲ 0.9	▲ 0.6	0.2	▲ 1.0	▲ 2.9
英 国	▲ 1.6	▲ 3.1	▲ 6.4	▲ 7.9	▲ 6.7	▲ 5.8	▲ 4.4	▲ 2.2	0.4	1.1	1.9	1.1	0.0
ド イ ツ	▲ 2.0	▲ 3.0	▲ 2.5	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 3.3	▲ 3.4	▲ 2.7	▲ 2.2	▲ 1.6	1.2	▲ 2.5	▲ 2.5
フ ラ ンス	▲ 2.1	▲ 2.4	▲ 4.2	▲ 6.0	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.1	▲ 3.0	▲ 2.7	▲ 1.6	▲ 1.4	▲ 1.5	▲ 1.8
イ タ リ ア	▲ 11.8	▲ 11.7	▲ 10.7	▲ 10.3	▲ 9.3	▲ 7.6	▲ 7.1	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 1.8	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 1.1
カ ナ ダ	▲ 5.8	▲ 8.3	▲ 9.1	▲ 8.7	▲ 6.7	▲ 5.3	▲ 2.8	0.2	0.5	1.6	3.2	2.8	2.1

修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は、実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。
仮にこれを含めれば、以下のとおり。

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
日 本	1.9	1.8	0.8	▲ 2.4	▲ 2.8	▲ 4.2	▲ 4.9	▲ 3.7	▲ 5.5	▲ 7.0	▲ 6.6	▲ 6.4	▲ 6.7
米 国	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 2.2	▲ 0.9	0.3	0.8	1.7	0.6	▲ 1.1



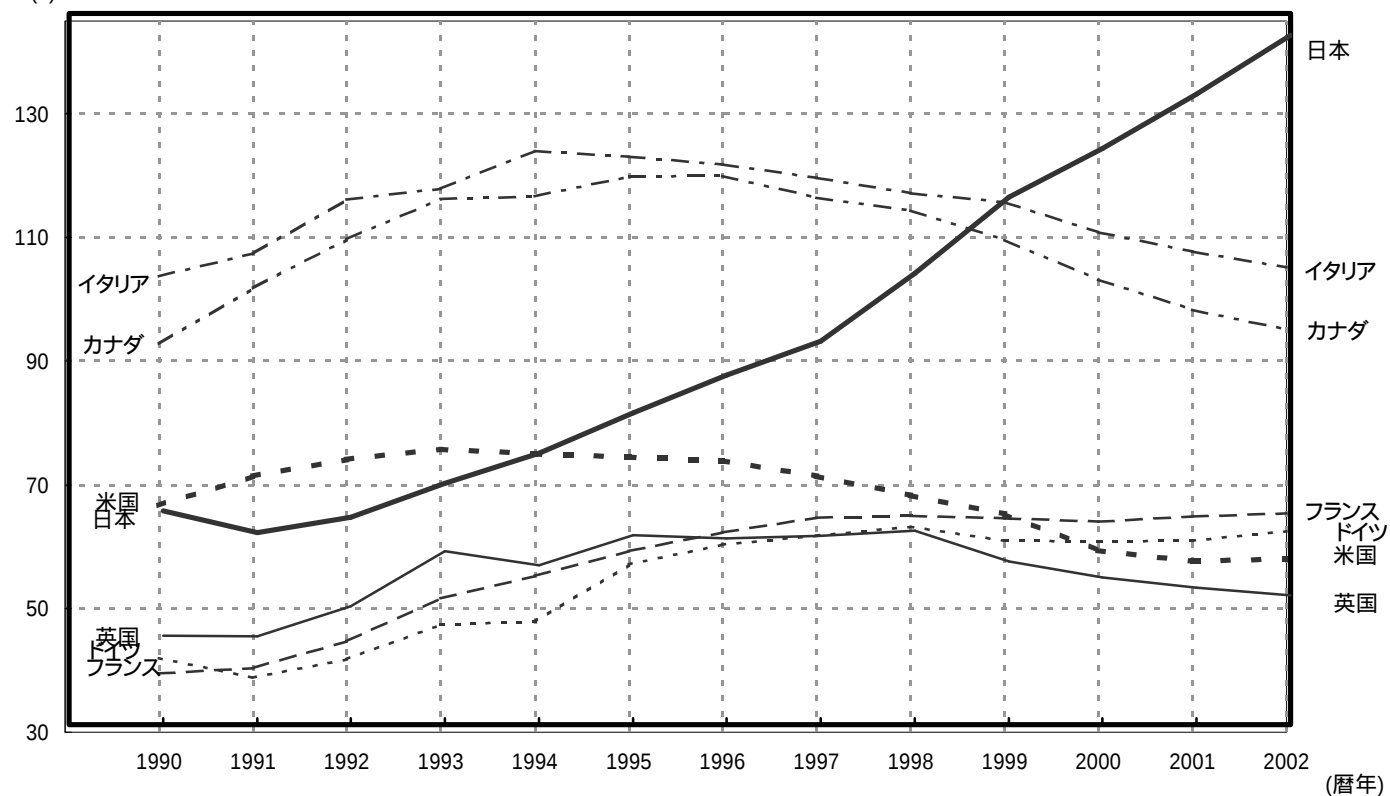
国及び地方の債務残高 (SNAベース、OECD/エコノミックアウトルック 70号 (2001年12月))

<グロス>

(GDP比、%)

(暦年)	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
日本	64.6	61.1	63.5	69.0	73.9	80.4	86.5	92.0	103.0	115.3	123.2	132.0	141.5
米国	66.6	71.4	74.1	75.8	75.0	74.5	73.9	71.4	68.3	65.3	59.4	57.6	58.0
英国	44.4	44.3	49.2	58.1	55.8	60.6	60.1	60.5	61.4	56.4	53.8	52.2	50.9
ドイツ	42.0	38.8	41.8	47.4	47.9	57.1	60.3	61.8	63.2	60.9	60.8	60.9	62.5
フランス	39.5	40.3	44.7	51.6	55.3	59.3	62.3	64.7	65.0	64.6	64.1	64.9	65.4
イタリア	103.7	107.4	116.1	117.9	124.0	123.1	121.8	119.6	117.2	115.7	110.8	107.7	105.2
カナダ	92.8	101.8	109.7	116.2	116.6	119.8	120.0	116.4	114.4	109.6	103.2	98.3	95.1

(%)



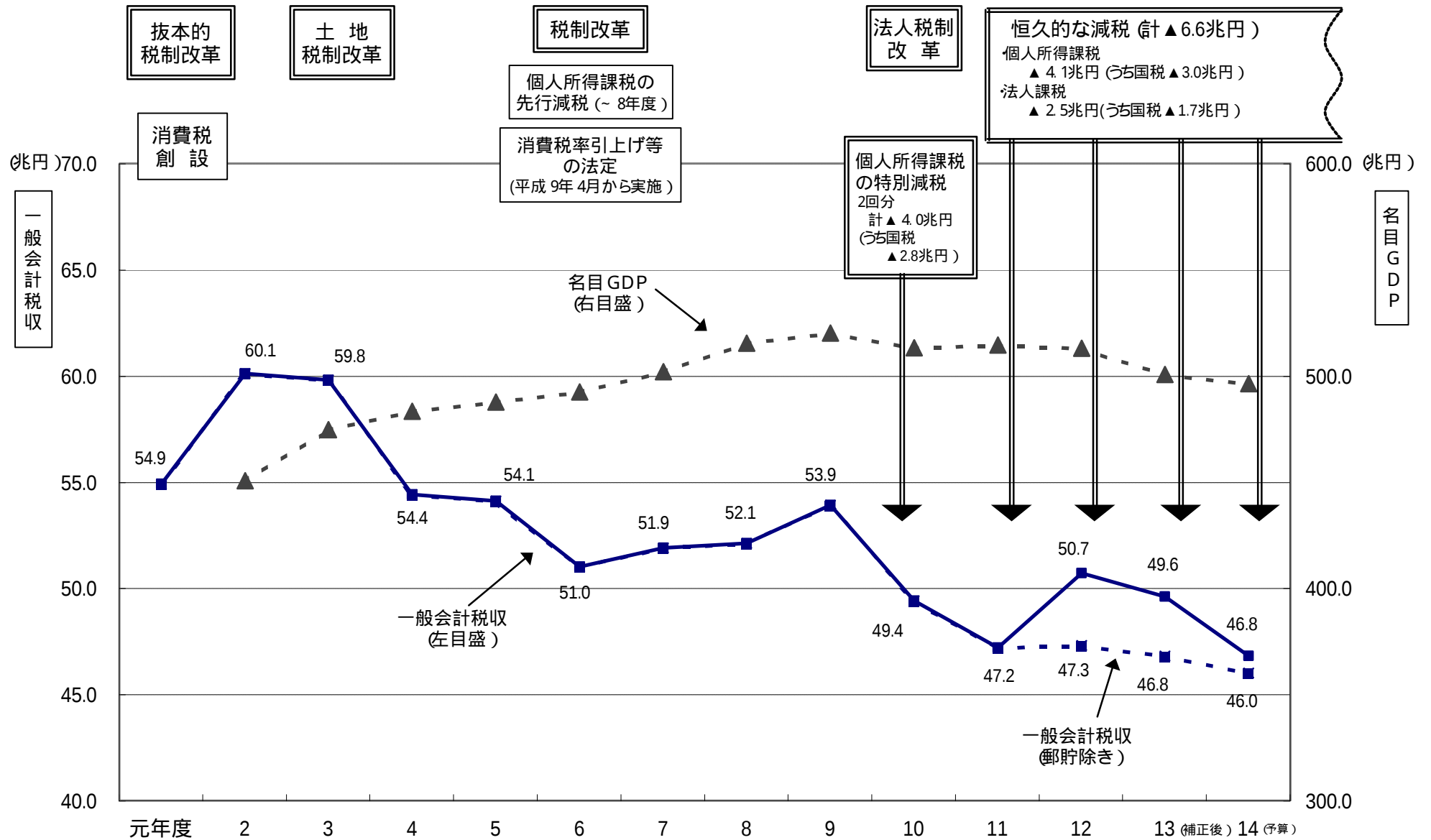
近年の税制改革等の流れ

税制改革等	背景(経済社会の状況等)	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
抜本的税制改革 (昭和63年12月等)	- 所得水準の上昇・平準化 - 消費の多様化・サービス化 - 人口構成の高齢化 - 経済取引の国際化	- 税率構造の累進緩和 - 課税最低限の引上げ	基本税率の引下げ等 (平成元年4月1日・42% → 40% 平成2年4月1日・40% → 37.5%)	- 消費税の創設 - 個別間接税制度の整理合理化	- 相続税の減税 〔税率構造の累進緩和 基礎控除の引上げ 等〕 - 利子課税の見直し - 株式譲渡益の原則課税化
土地税制改革等 (平成3年度等)	- 地価高騰による資産格差の拡大等 - 土地基本法制定 (土地の公共性の基本理念)			消費税制度の見直し 〔非課税範囲の拡大 中小特例措置の縮減 等〕	- 土地譲渡益課税の適正化 - 地価税の創設 (平成4年より実施)
税制改革 (平成6年11月等)	- 人口構成の高齢化の加速 - 所得水準の上昇・平準化 - バブル崩壊と経済の低迷	- 特別減税 - 制度減税の法定 (平成7年より実施) 〔税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ〕 + 特別減税(平成7年) + 特別減税(平成8年)		- 消費税率引上げ等の法定 (平成9年度より実施) 〔消費税率の引上げ (3% → 4%) 中小特例措置の縮減 等〕 - 地方消費税の創設(1%) (平成9年度より実施)	相続税の減税 〔税率構造の累進緩和 基礎控除の引上げ 等〕
法人税制改革等 (平成10年度等)	- 経済構造改革 - 厳しい経済情勢	特別減税 (当初分 + 追加分)	- 基本税率の引下げ (法人税 37.5% → 34.5%) (法人事業税 12% → 11%) - 課税ベースの適正化		- 地価税の課税停止 - 土地譲渡益課税の軽減
恒久的な減税等 (平成11年度等)	厳しい経済情勢	- 最高税率の引下げ (65% → 50%) - 定率減税	基本税率の引下げ (法人税 34.5% → 30%) (法人事業税 11% → 9.6%)	消費税(国分)の福祉目的化	有価証券取引税、取引所税の廃止

平成6年以降の主な税制の動き

	主 な 動 き	個 人 所 得 課 税	法 人 課 税	消 費 課 税	資 産 課 税 等
平成6年	税制改革	特別減税(▲5.5%円) ↓ 制度減税の法定 税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ		↓ 消費税率引上げ等の法定 消費税率の引上げ (3%⇒4%) 中小特例措置縮減等 地方消費税創設(1%)	・相続税の減税 ・固定資産税評価の均衡化・ 適正化(地価公示価格の7 割評価)
平成7年		↓ 先行減税の実施(▲3.5%円) 制度減税 ↓ + 特別減税(▲2.0%円)			
平成8年		+ 特別減税(▲2.0%円)			・土地譲渡益課税の軽減
平成9年	(財政構造改革法成立)			↓ 消費税率引上げ等の実施 地方消費税の実施	・負担水準の均衡化を重視し た固定資産税負担の調整措 置の導入
平成10年	法人税制改革 (財政構造改革法凍結)	+ 特別減税 { 当初分(▲2.0%円) 追加分(▲2.0%円)	・基本税率引下げ (法人税 37.5%⇒34.5%) (法人事業税 12%⇒11%) (実効税率 49.98%⇒46.36%) ・課税ベースの適正化		・地価税の課税停止 ・土地譲渡益課税の軽減
平成11年	恒久的な減税	↓ 恒久的な減税 個人所得課税(▲4.1%円) ・最高税率引下げ (65%⇒50%) ・定率減税	↓ 法人課税(▲2.5%円) ・基本税率引下げ (法人税 34.5%⇒30%) (法人事業税 11%⇒9.6%) (実効税率 46.36%⇒40.87%)	・消費税(国分)の福祉目的化	・有価証券取引税、取引所税 の廃止
平成12年					
平成13年			・企業組織再編成に係る税制の 整備		

一般会計税収、名目 GDPの推移と主な税制の動き



国民負担率の推移（対国民所得比）

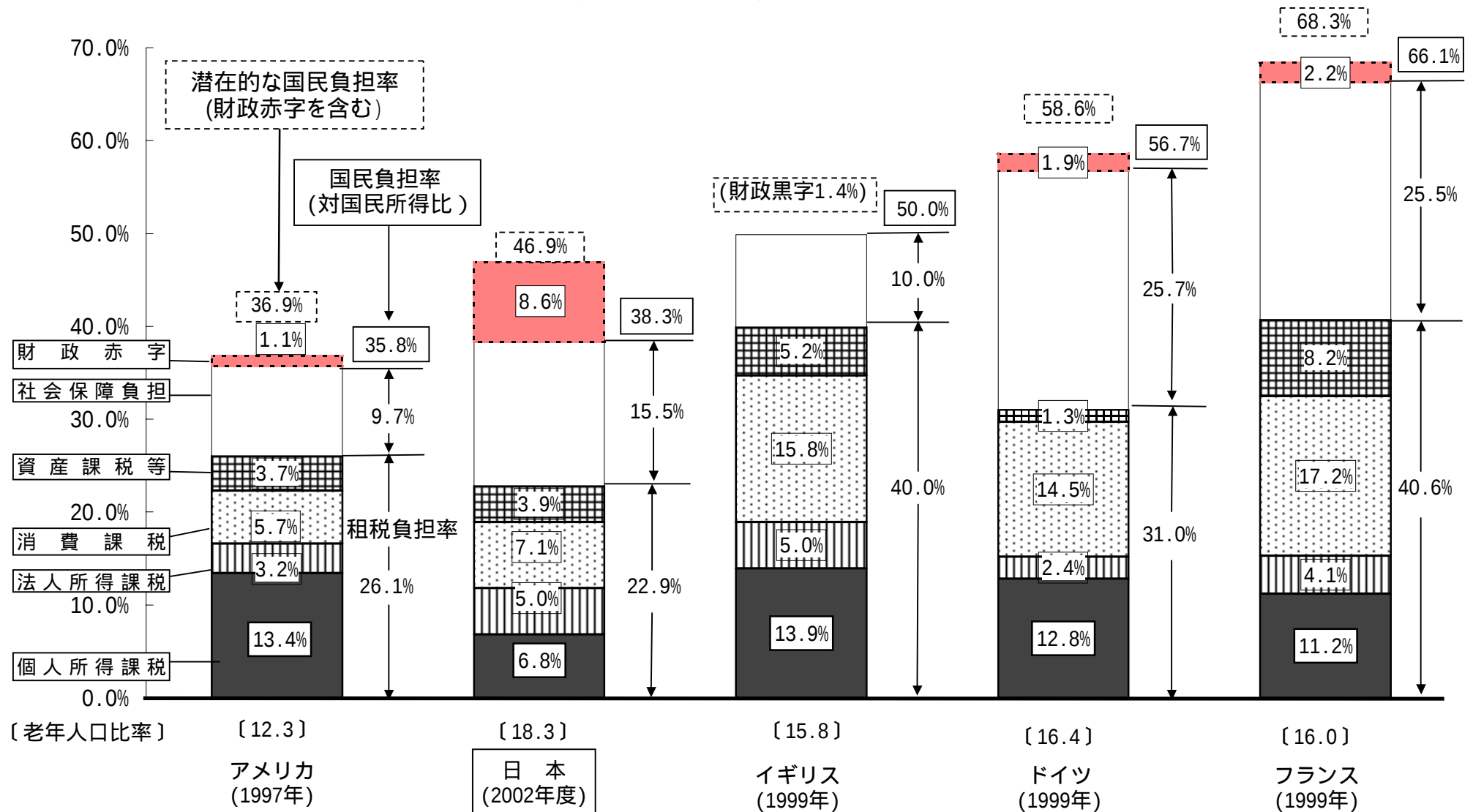
年度	国税	一般会計 税収	地方税	租税負担 = +	社会保障 負担	国民負担率 = +	財政赤字	潜在的な 国民負担率 = + +	国民所得 （NI）
平成 2（1990）	17.9	17.1	9.5	27.4	11.3	38.8	-	-	351.0
3（1991）	17.0	16.1	9.4	26.4	11.4	37.8	0.2	38.0	371.9
4（1992）	15.5	14.7	9.3	24.8	11.8	36.6	4.0	40.7	371.3
5（1993）	15.4	14.6	9.1	24.4	12.1	36.6	5.6	42.1	371.2
6（1994）	14.4	13.6	8.7	23.1	12.5	35.6	6.9	42.5	374.5
7（1995）	14.5	13.7	8.9	23.4	13.2	36.6	8.4	45.0	378.8
8（1996）	14.2	13.4	9.0	23.2	13.3	36.5	8.2	44.7	388.6
9（1997）	14.2	13.8	9.2	23.4	13.6	37.0	7.2	44.2	391.9
10（1998）	13.4	13.0	9.4	22.9	14.0	36.8	(*)16.6 9.7	(*) 53.3 46.4	380.7
11（1999）	12.9	12.4	9.2	22.1	13.8	35.9	11.5	47.4	381.7
12（2000）	13.9	13.3	9.3	23.2	14.0	37.2	9.4	46.6	380.5
13（2001）	14.0	13.4	9.6	23.6	14.9	38.5	9.7	48.2	369.6
14（2002）	13.4	12.8	9.5	22.9	15.5	38.3	8.6	46.9	365.4

(注) 1．単位は、国民所得は兆円、その他は%である。

2．平成12年度までは実績、平成13年度は実績見込み、14年度は見通しである。

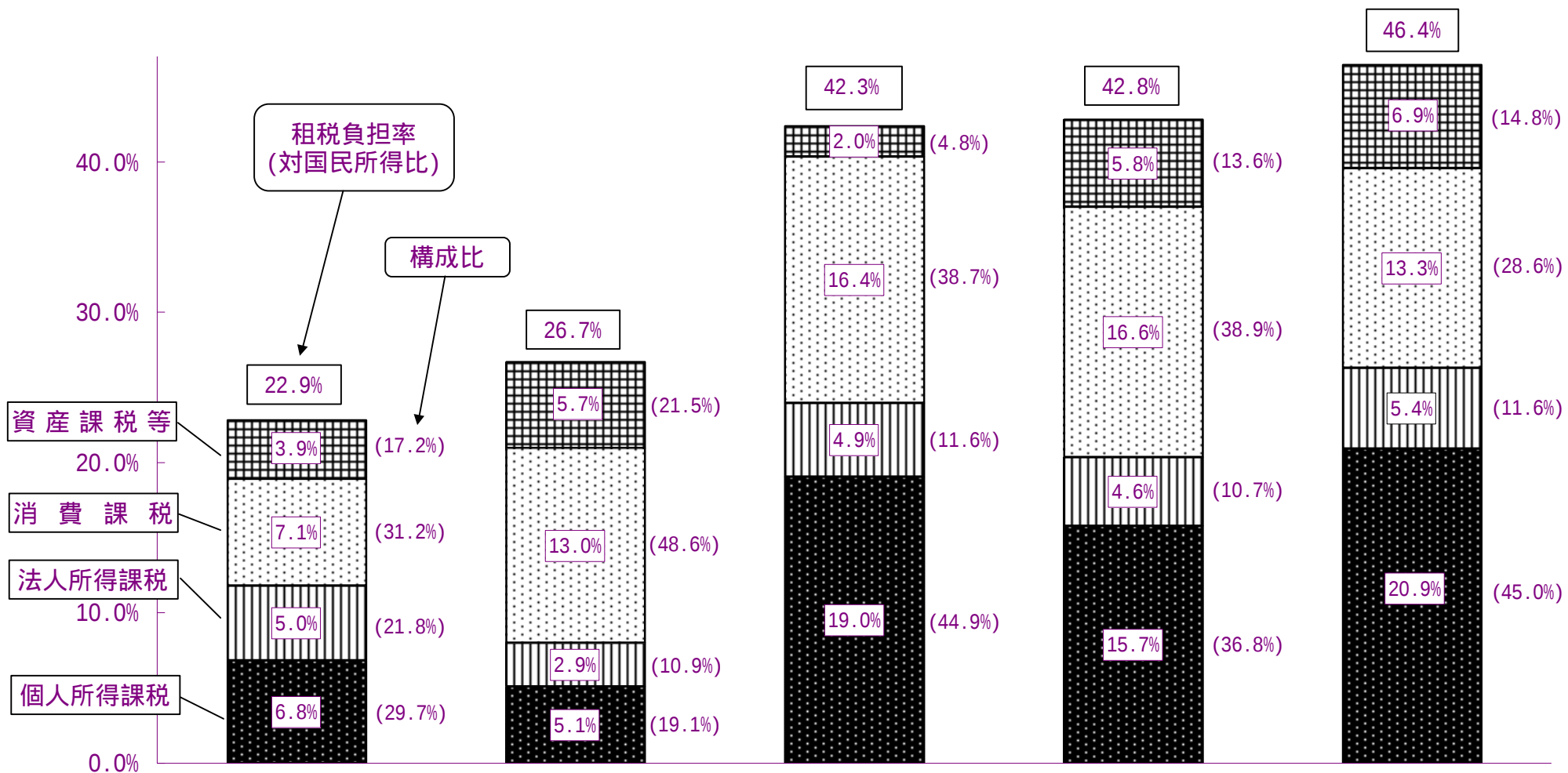
3．(*)の計数は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を含む場合。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は14年度当初予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 老年人口比率は、日本については2002年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)である。

租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税）

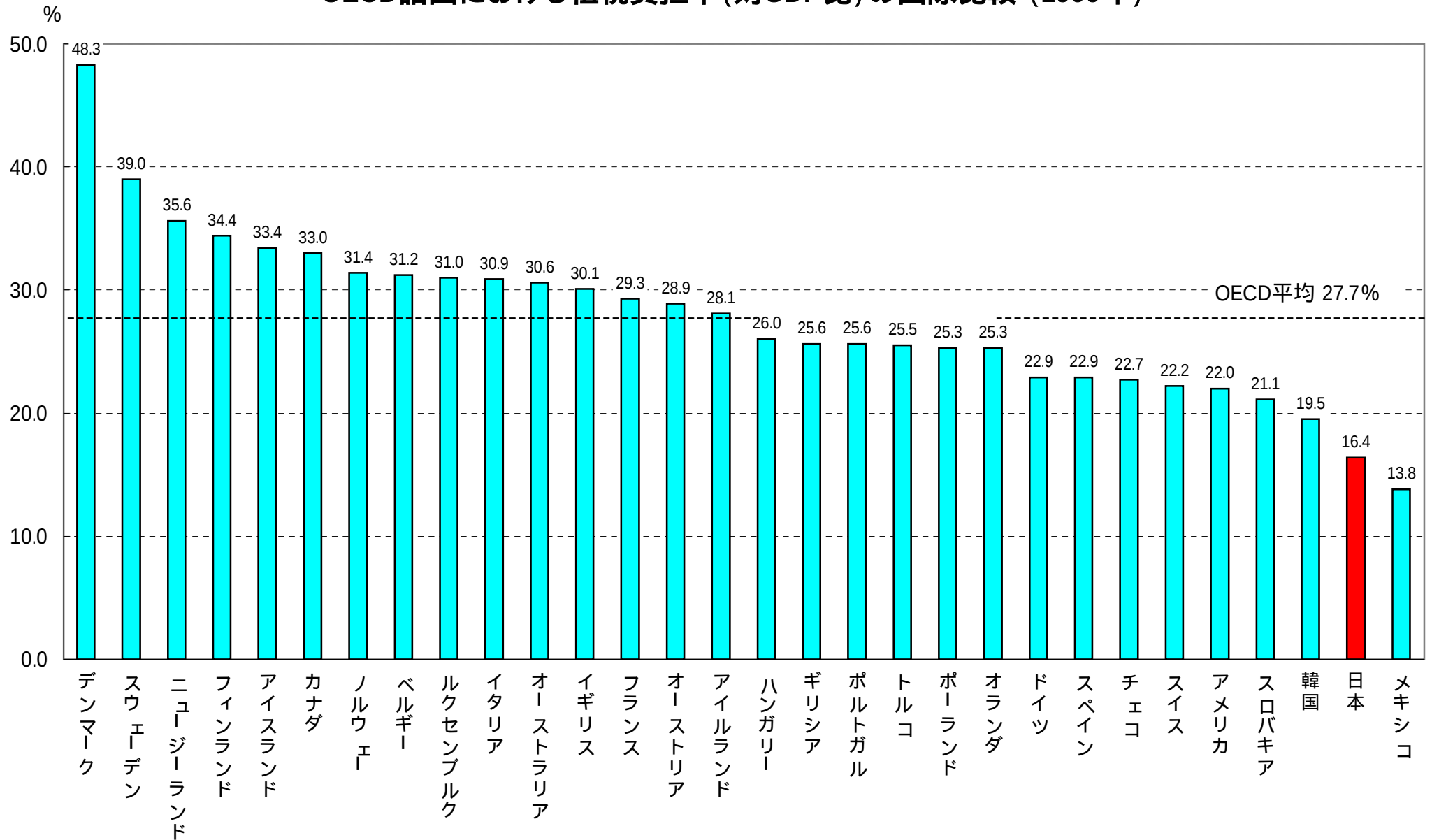


	日本 (2002年度)	韓国 (1999年)	ベルギー (1999年)	イタリア (1999年)	カナダ (1999年)
財政収支	▲ 7.0%	6.9%	0.1%	▲ 0.3%	3.2%
債務残高	122.9%	19.8%	109.3%	110.8%	103.2%

(対GDP比・2000年)

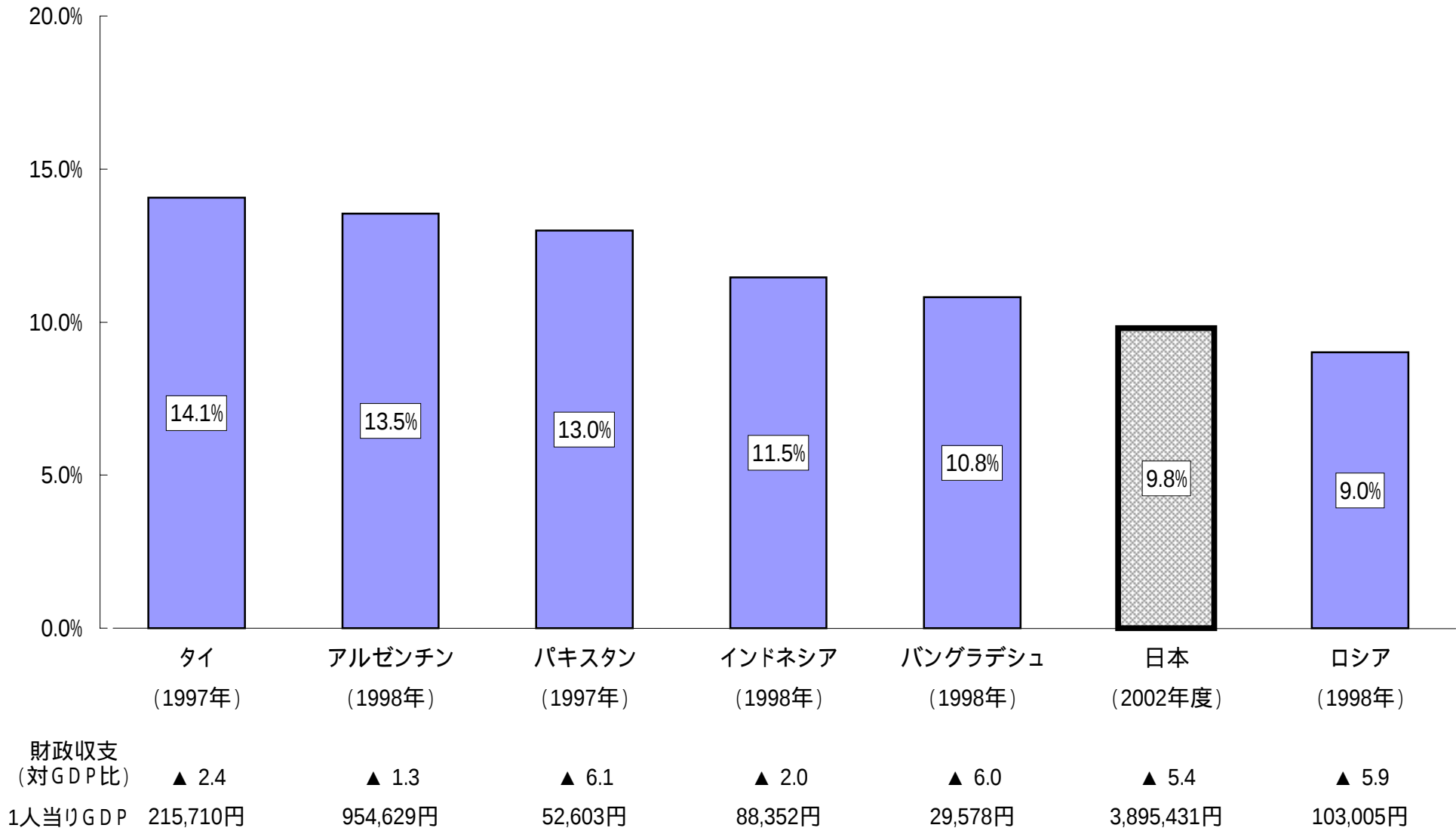
(注) 1. 租税負担率については、日本は平成14年度当初予算案ベース、日本以外は「Revenue Statistics 1965-2000(OECD)」による。
また、財政収支及び債務残高については、「OECD Economic Outlook 70」による。
2. 所得課税には資産性所得を含む。

OECD諸国における租税負担率(対GDP比)の国際比較 (1999年)



(注) 「OECD Revenue Statistics 2001」により作成。社会保障負担は含んでいない。

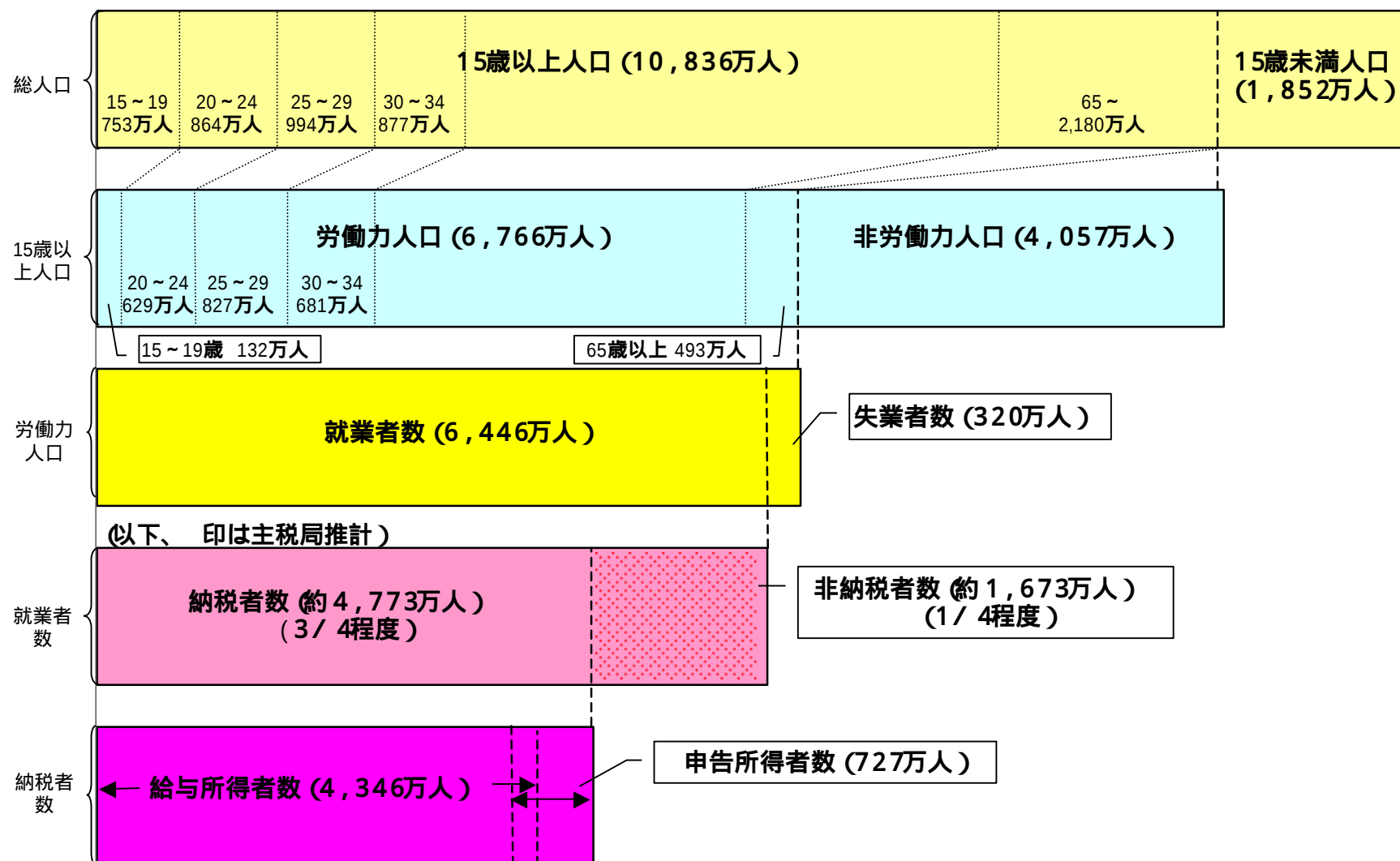
租税負担率(対GDP比)の国際比較 (国税)



(注) 日本は14年度当初予算ベース。日本以外の国については、IMF Staff Country Report、IMF “International Financial Statistics” 等により作成。ただし、財政収支については1999年のもの。

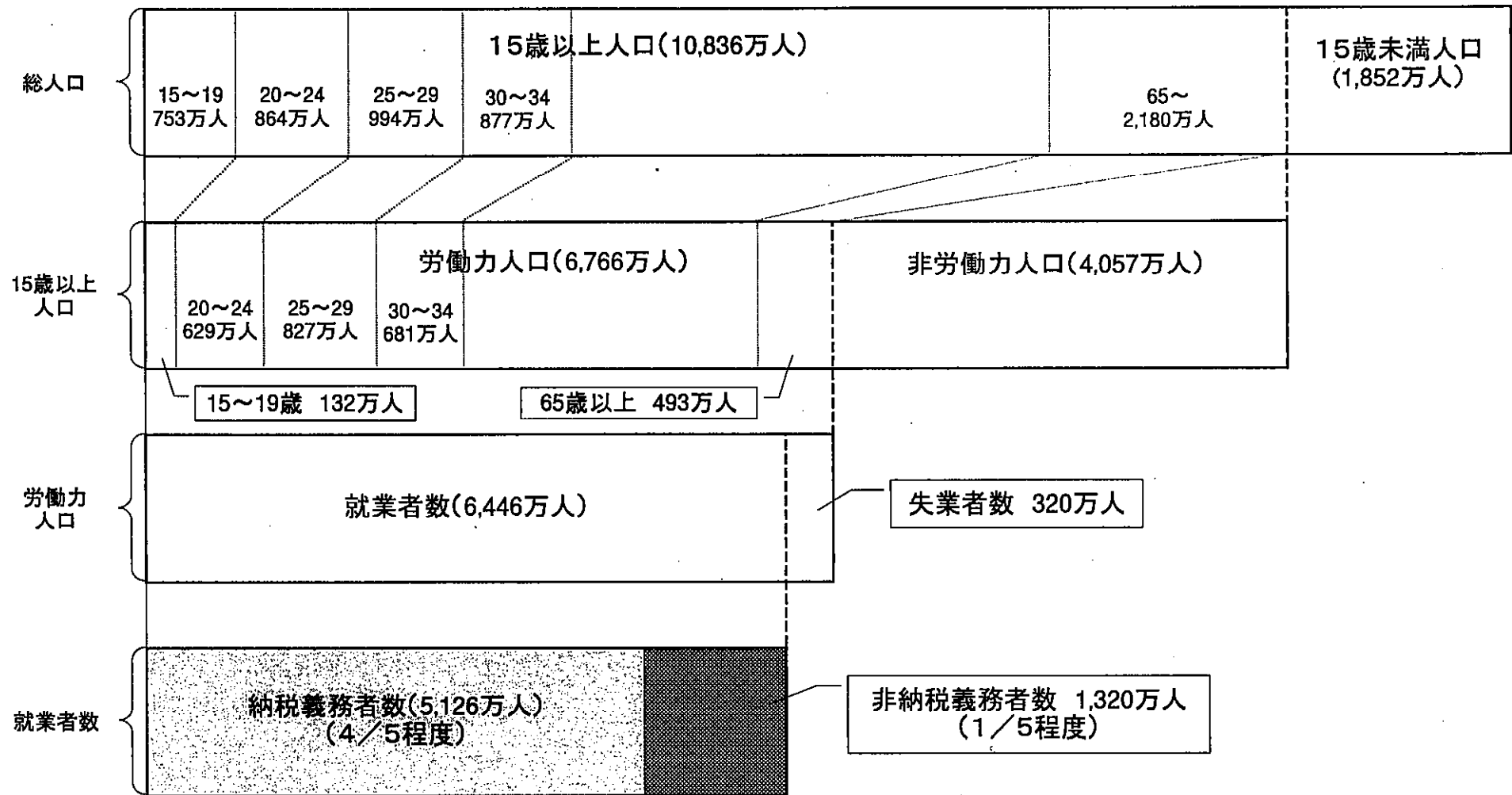
所得税の納税者数 (平成12年分)

未定稿



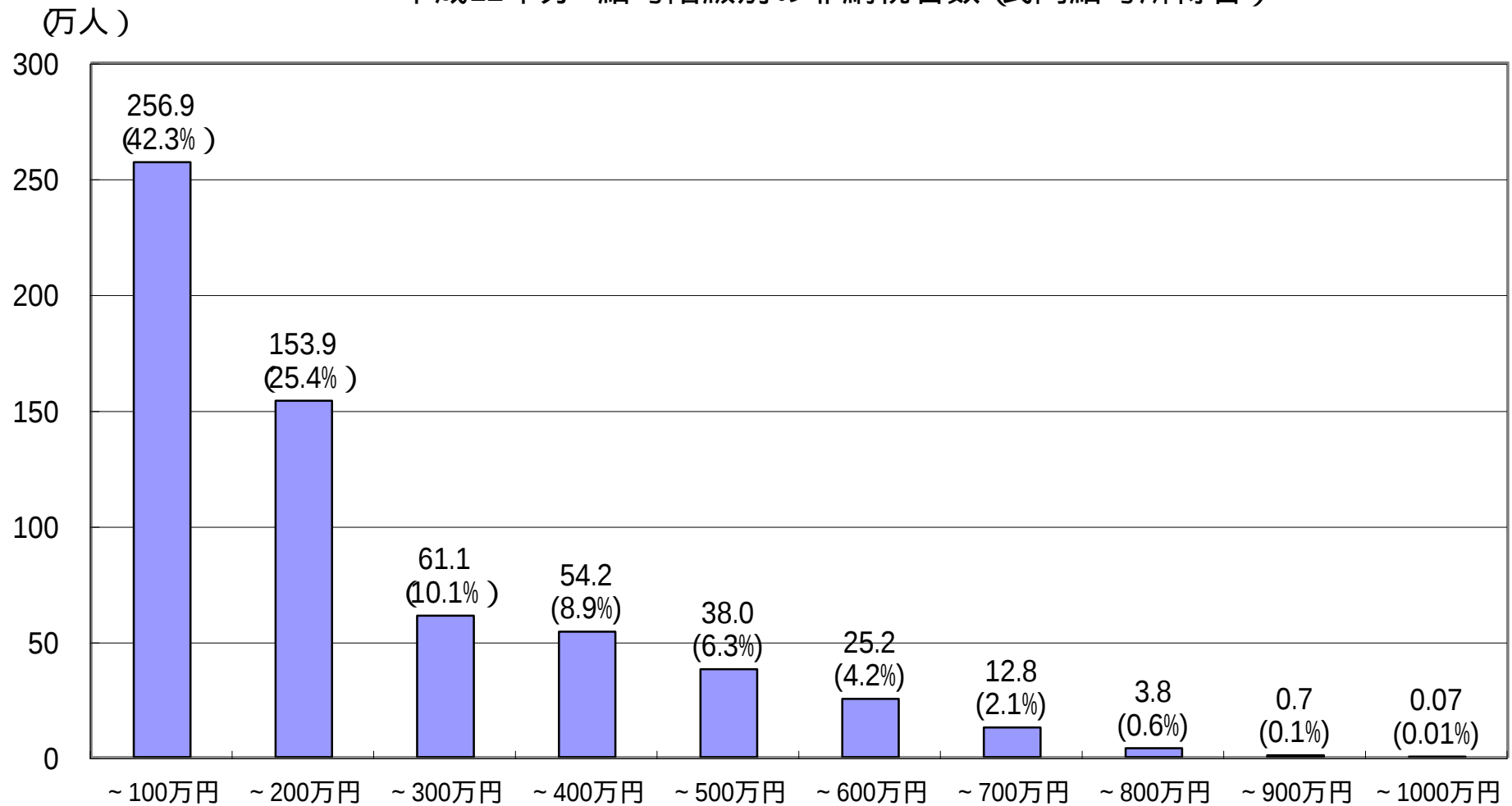
- (備考) 1.人口、就業者数等は、平成12年「労働力調査年報」(総務庁)による。
 2.納税者数は、給与所得者(納税者)と申告所得者(納税者)の合計から、重複分として、申告納税者のうち給与所得に対する源泉徴収をされた者を控除して計算した。
 3.給与所得者(納税者)は、平成12年分「民間給与の実態」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した。
 4.申告所得者(納税者)は、平成12年分「申告所得税の実態」(国税庁)による。

個人住民税所得割の納税義務者数(平成13年度分)



- (備考) 1. 人口、就業者数等は、「平成12年 労働力調査年報」(総務庁)による。
 2. 納税義務者数は、「平成13年度市町村税課税状況調等の調」(総務省自治税務局)による。

平成12年分 給与階級別の非納税者数 (民間給与所得者)



(備考) 「民間給与の実態」(平成12年分)による。

(注) 括弧内は、非納税者(1年を通じて勤務した者)全体606.7万人に占める各給与階級別の構成比。

非納税者のイメージ―機械的計算例 ―

(年間収入 300万円超～ 400万円以下のケース)

平成 12 年分民間給与の実態」(国税庁)における非納税者 (年末調整を行った一年を通じて勤務した者)について、給与や諸控除の額等を給与階級別に単純平均して機械的に計算。

給与額 (平均)	3,488 千円
給与所得控除	1,209 千円
所得控除 (平均)	
基礎控除	380 千円
配偶者控除	280 千円 (← 平均配偶者数 0.7人、配偶者控除額 380千円)
配偶者特別控除	237 千円
扶養控除	590 千円 (← 平均扶養親族数 1.6人、扶養控除額 380千円)
特定扶養控除	191 千円 (← 平均特定扶養親族数 0.3人、特定扶養控除額 630千円)
老人扶養控除	146 千円 (← 平均老人扶養親族数 0.3人、老人扶養控除額 480千円)
障害者控除	96 千円 (← 平均障害者数 0.1人、障害者控除 270千円 / 平均特別障害者数 0.2人、特別障害者控除 400千円)
特別加算	79 千円 (← 平均同居老親等数 0.3人、同居老親等加算額 100千円 / 平均同居特別障害者数 0.1人、同居特別障害者加算 350千円ほか)
社会保険料控除	419 千円
生命保険 損害保険料控除	54 千円
所得控除計	2,472 千円
(参考)	
住宅取得控除 (平均)	37 千円

非納税者のイメージ―機械的計算例 ―

(年間収入 900万円超 ~ 1,000万円以下のケース)

平成12年分民間給与の実態」(国税庁)における非納税者(年末調整を行った一年を通じて勤務した者)について、給与や諸控除の額等を給与階級別に単純平均して機械的に計算。

給与額(平均)	9,356	千円
給与所得控除	2,136	千円
所得控除(平均)		
基礎控除	380	千円
配偶者控除	380	千円 (← 平均配偶者数 1.0人、配偶者控除額 380千円)
配偶者特別控除	350	千円
扶養控除	641	千円 (← 平均扶養親族数 1.7人、扶養控除額 380千円)
特定扶養控除	720	千円 (← 平均特定扶養親族数 1.1人、特定扶養控除額 630千円)
老人扶養控除	148	千円 (← 平均老人扶養親族数 0.3人、老人扶養控除額 480千円)
障害者控除	209	千円 (← 平均特別障害者数 0.5人、特別障害者控除 400千円)
特別加算	183	千円 (← 平均同居特別障害者数 0.5人、同居特別障害者加算 350千円ほか)
社会保険料控除	1,499	千円
生命保険・損害保険料控除	77	千円
所得控除計	4,587	千円
課税所得	2,633	千円
税負担	263	千円
住宅取得控除(平均)	367	千円

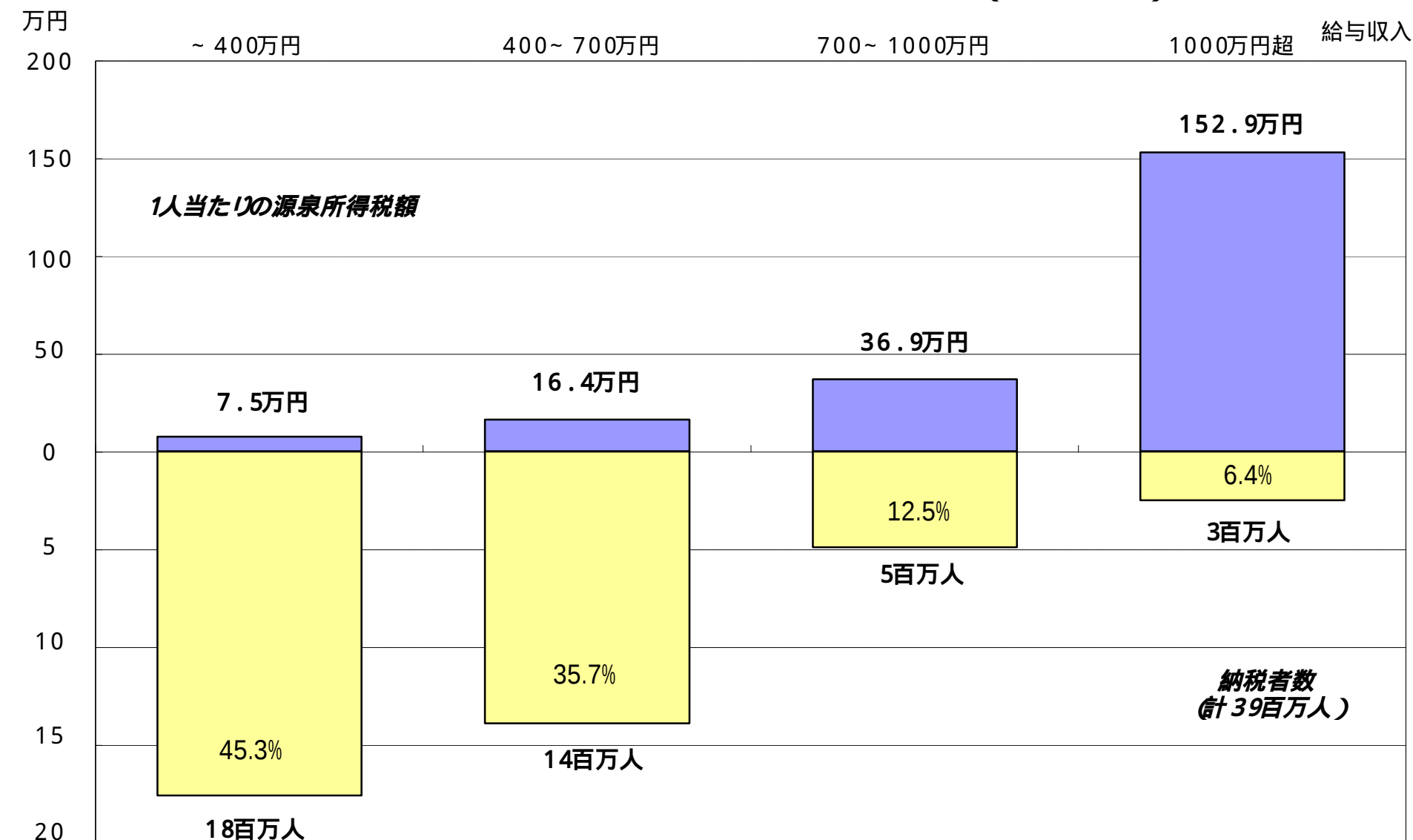
世帯内の就業状況の推移

(単位 :万世帯)

	昭和 5 5年	昭和 6 0年	平成 2年	平成 7年	平成 1 2年
一般世帯数	3,582	3,798	4,067	4,390	4,678
単身世帯数	711	789	939	1,124	1,291
夫婦のいる世帯数 (A)	2,599	2,696	2,776	2,869	2,929
夫婦とも就業している世帯数 (B)	1,191	1,276	1,334	1,347	1,314
うち夫婦とも雇用者の世帯数 (C)	604	751	860	927	941
B / A	45.8%	47.3%	48.1%	47.0%	44.9%
C / A	23.2%	27.8%	31.0%	32.3%	32.1%

(備考)国勢調査により作成。

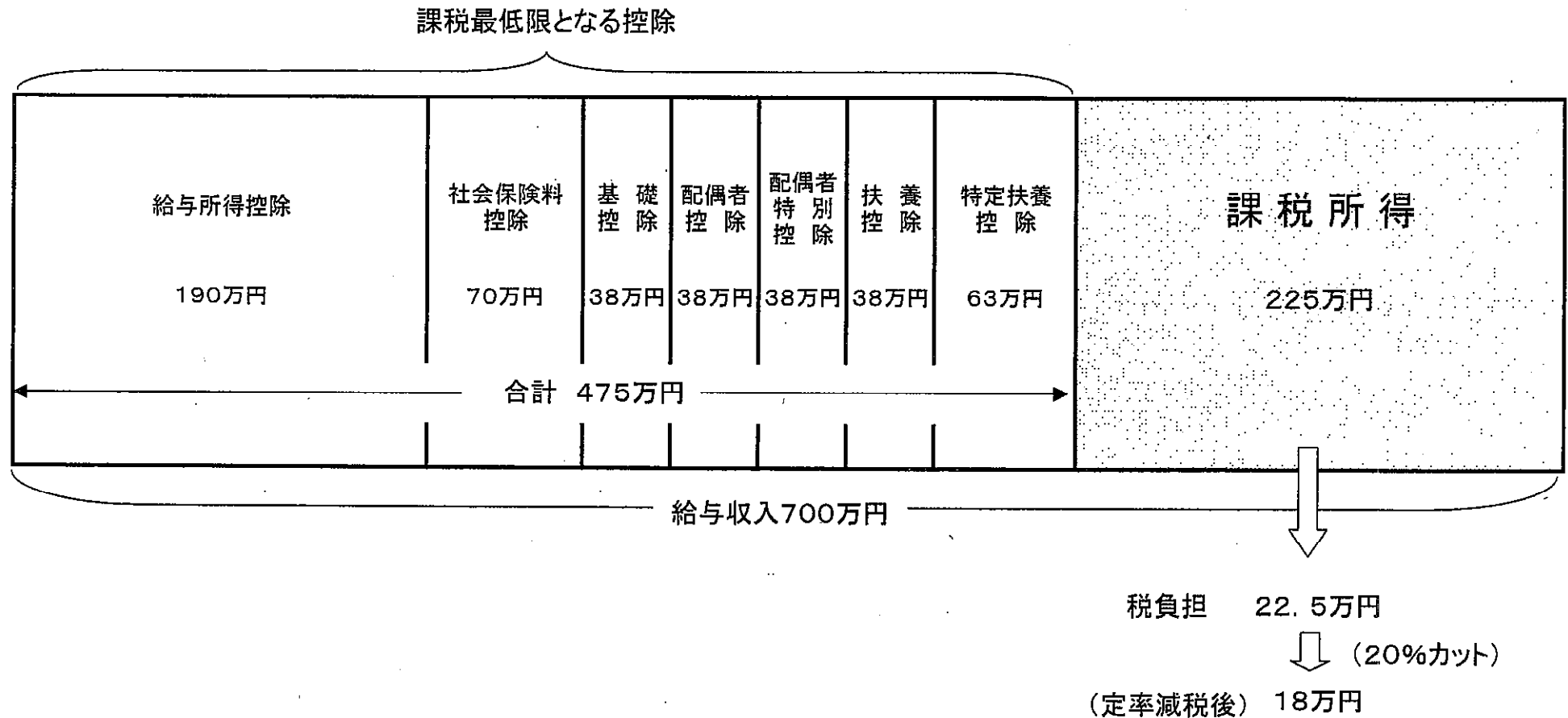
給与収入階級別の納税者数と一人当たりの源泉所得税額 (平成12年分)



(備考) 国税庁 平成12年分 民間給与の実態」より作成。

(注) 1年を通じて勤務した給与所得者 (年末調整を行わなかった者を含む。) うちの納税者である。

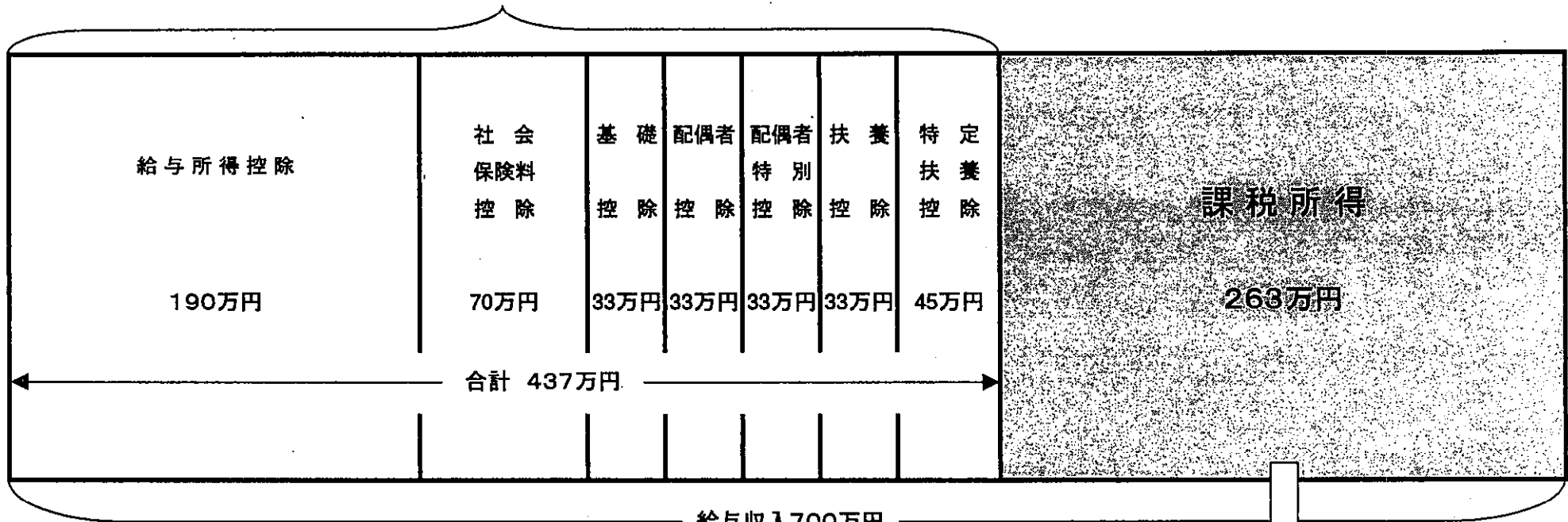
所得税の課税ベース(給与収入700万円の場合)



(備考) 夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の給与所得者の場合

個人住民税の課税ベース(給与収入700万円の場合)

課税最低限となる控除



税負担 16.3万円

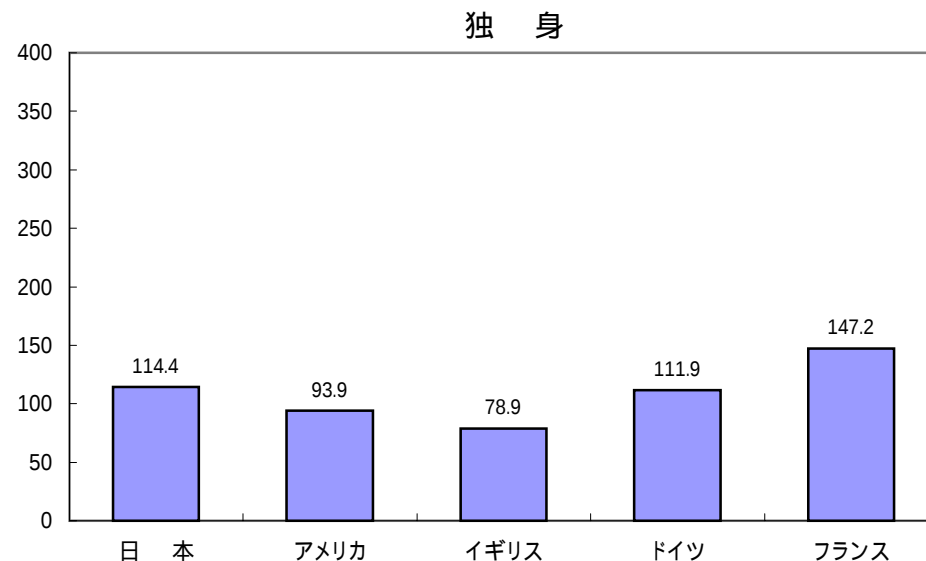
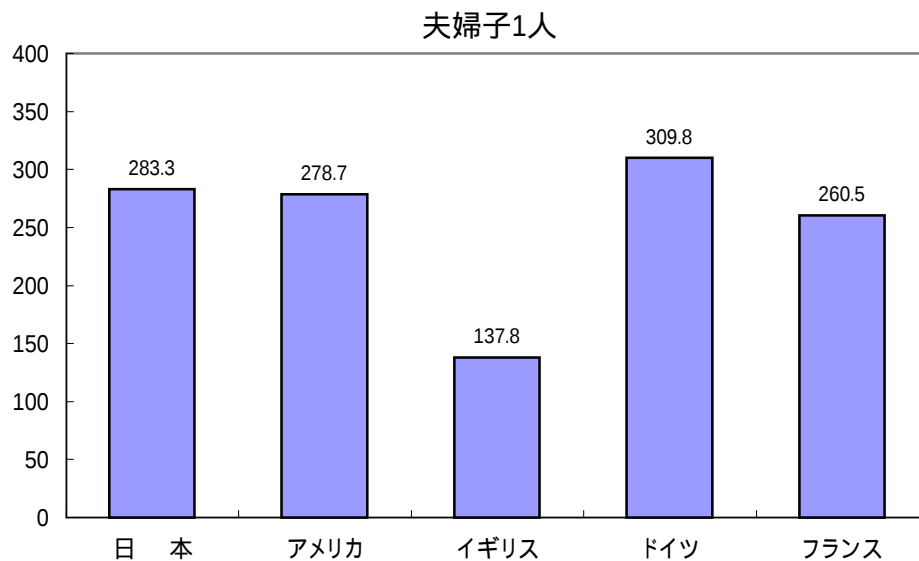
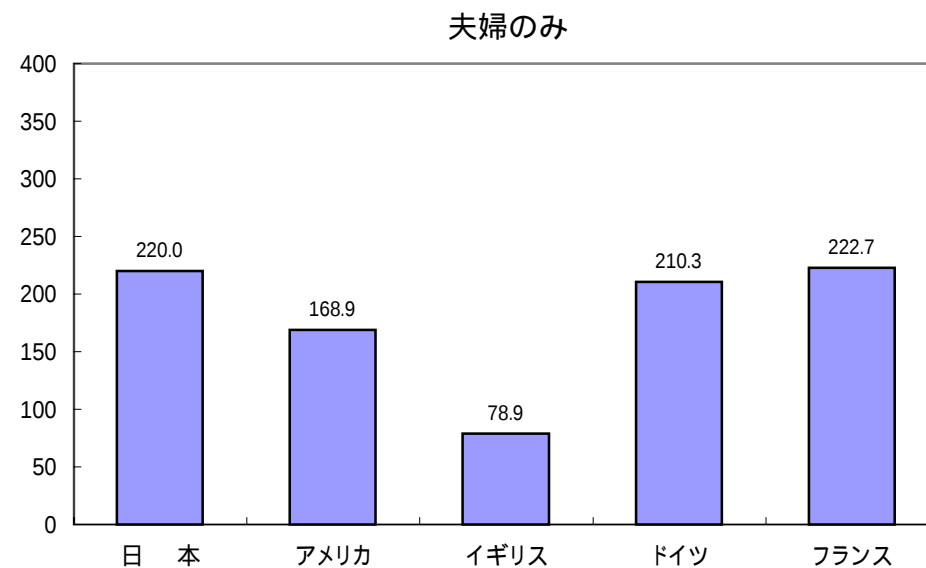
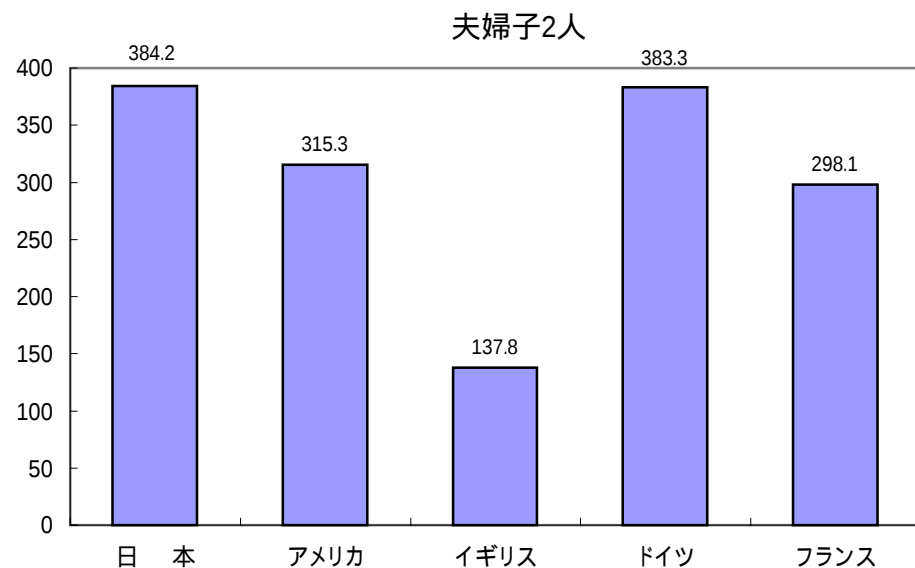
(15%カット)

(定率減税後) 13.9万円

(備考) 夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の給与所得者の場合

課税最低限の国際比較

(単位:万円)

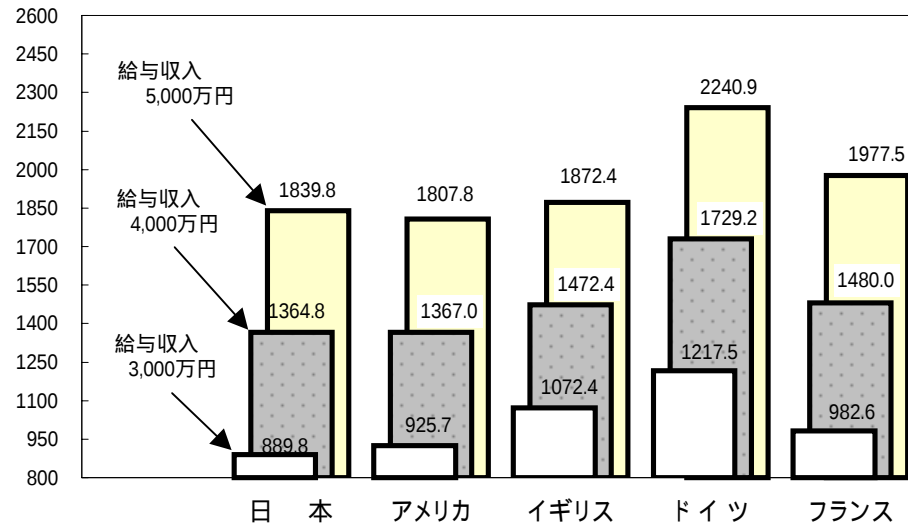


- (注) 1. 日本は、夫婦子2人の場合は子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. アメリカは、夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。
 3. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル = 122円、1ポンド = 174円、1ユーロ = 108円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年6月から11月の実勢相場の平均値)。

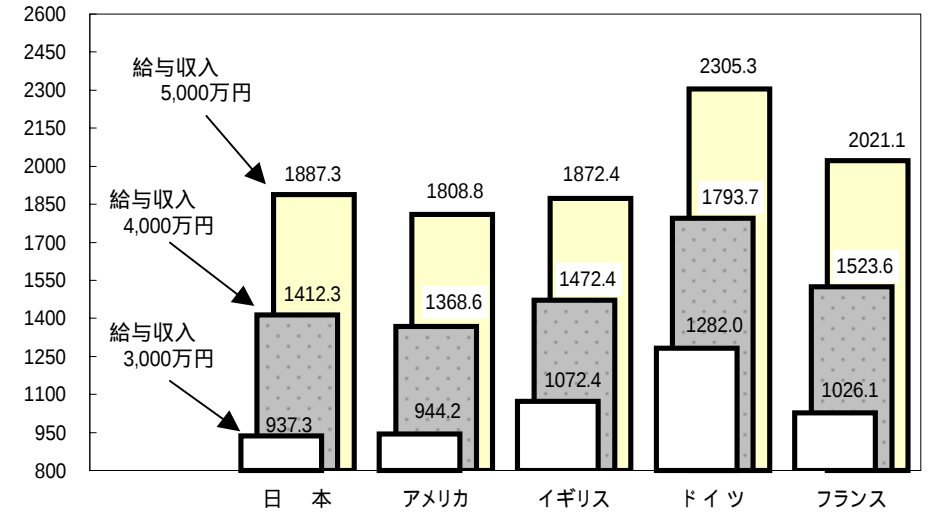
給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位:万円)

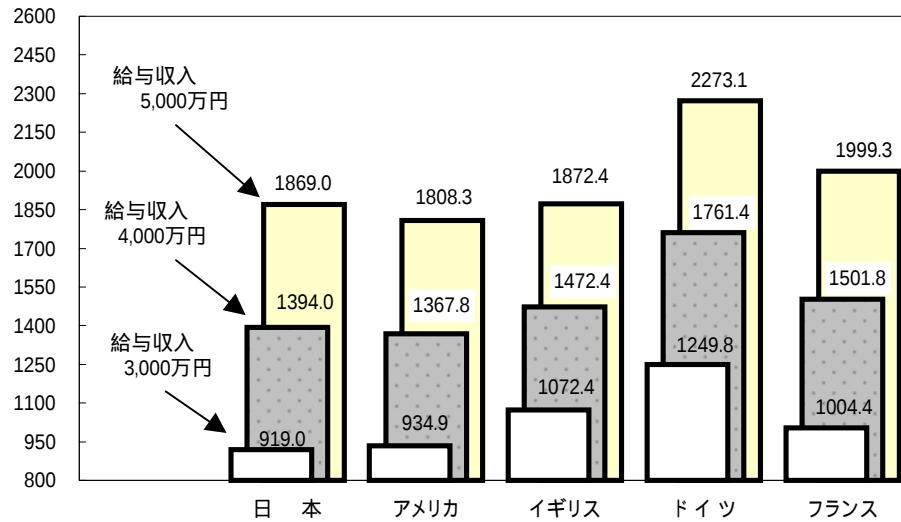
夫婦子2人



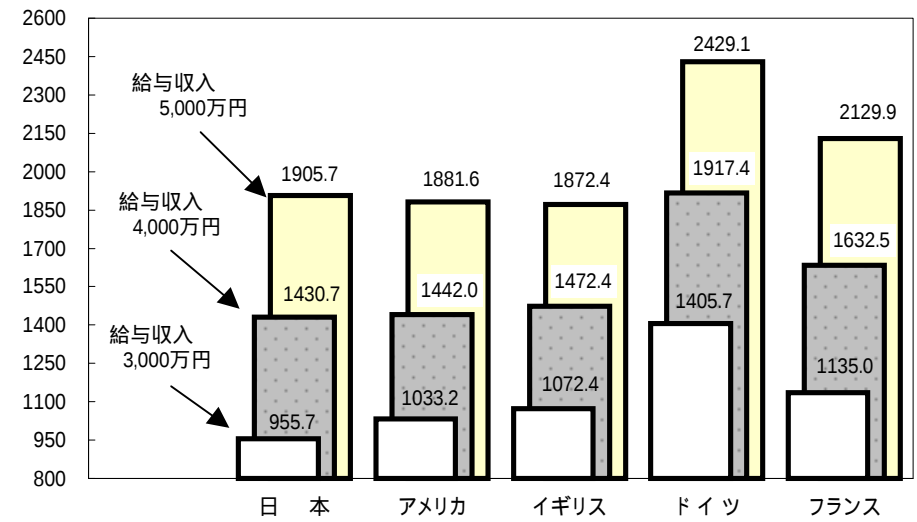
夫婦のみ



夫婦子1人



独身

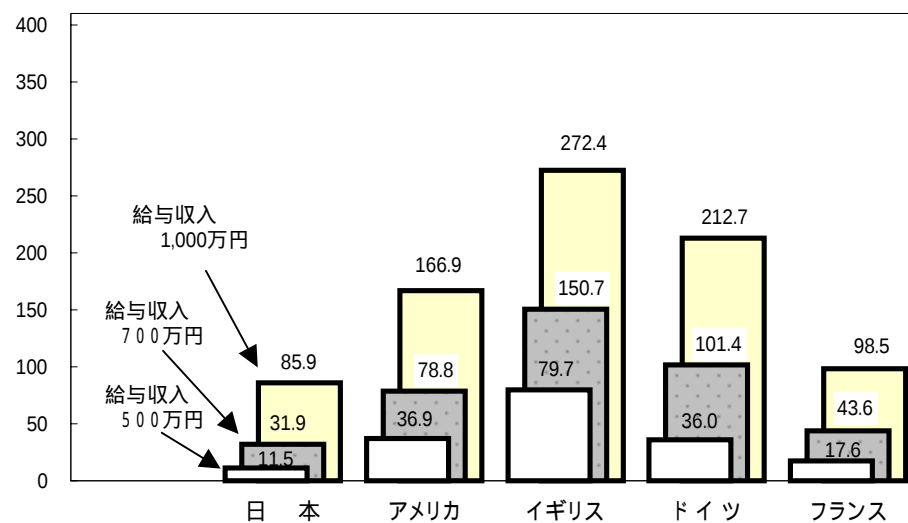


- (注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. アメリカは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 諸外国は2002年1月現在。
 5. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年6月から平成13年11月までの実勢相場の平均値)

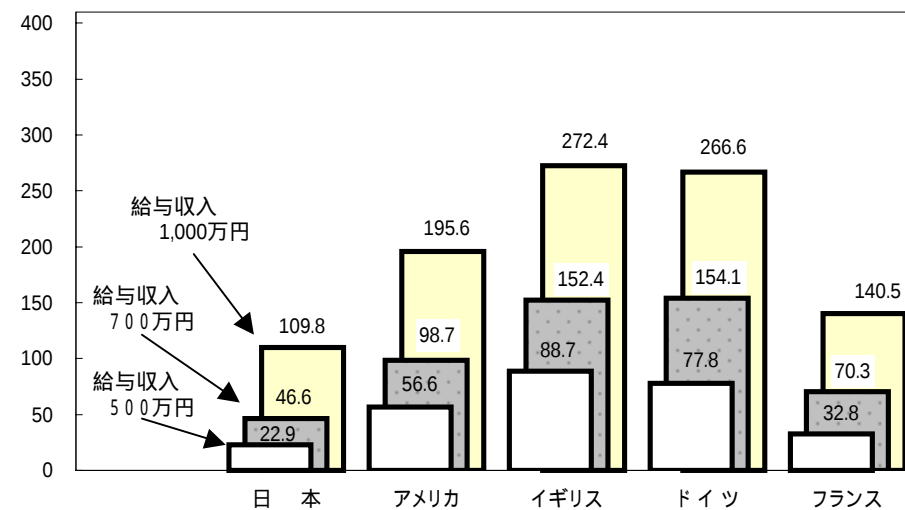
給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

(単位:万円)

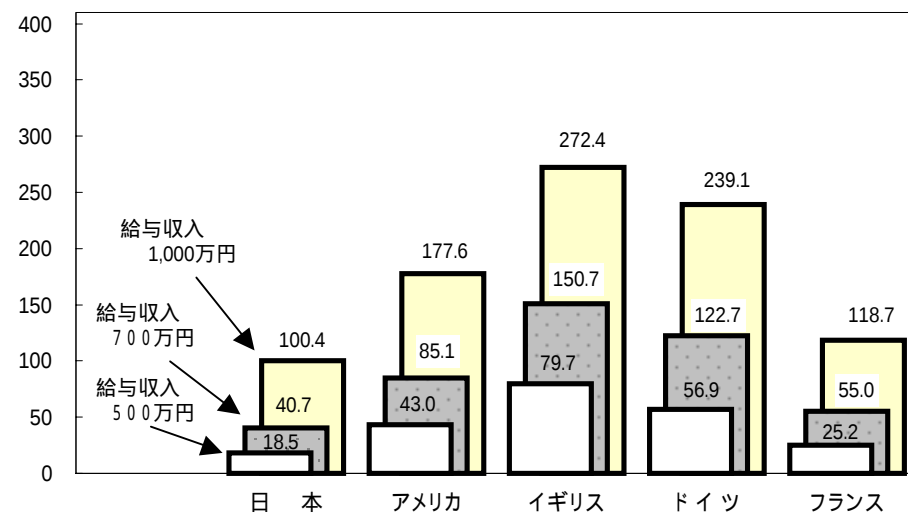
夫婦子2人



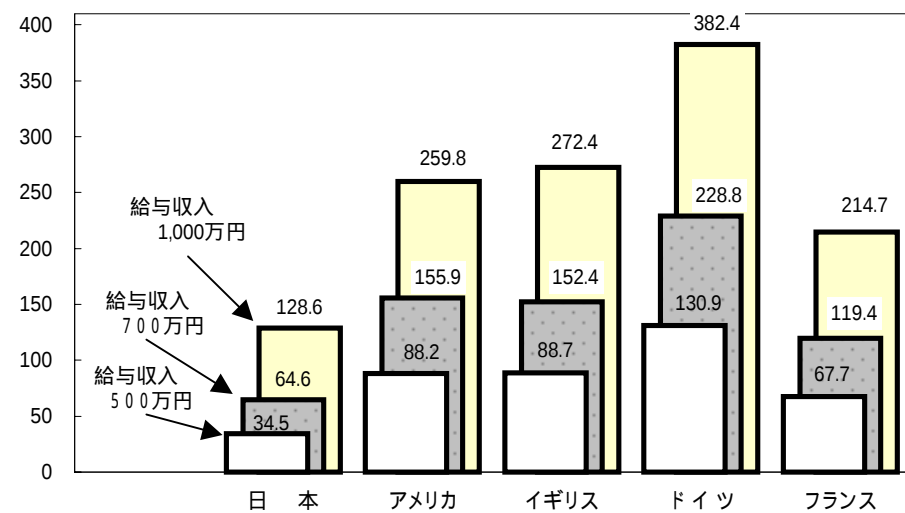
夫婦のみ



夫婦子1人

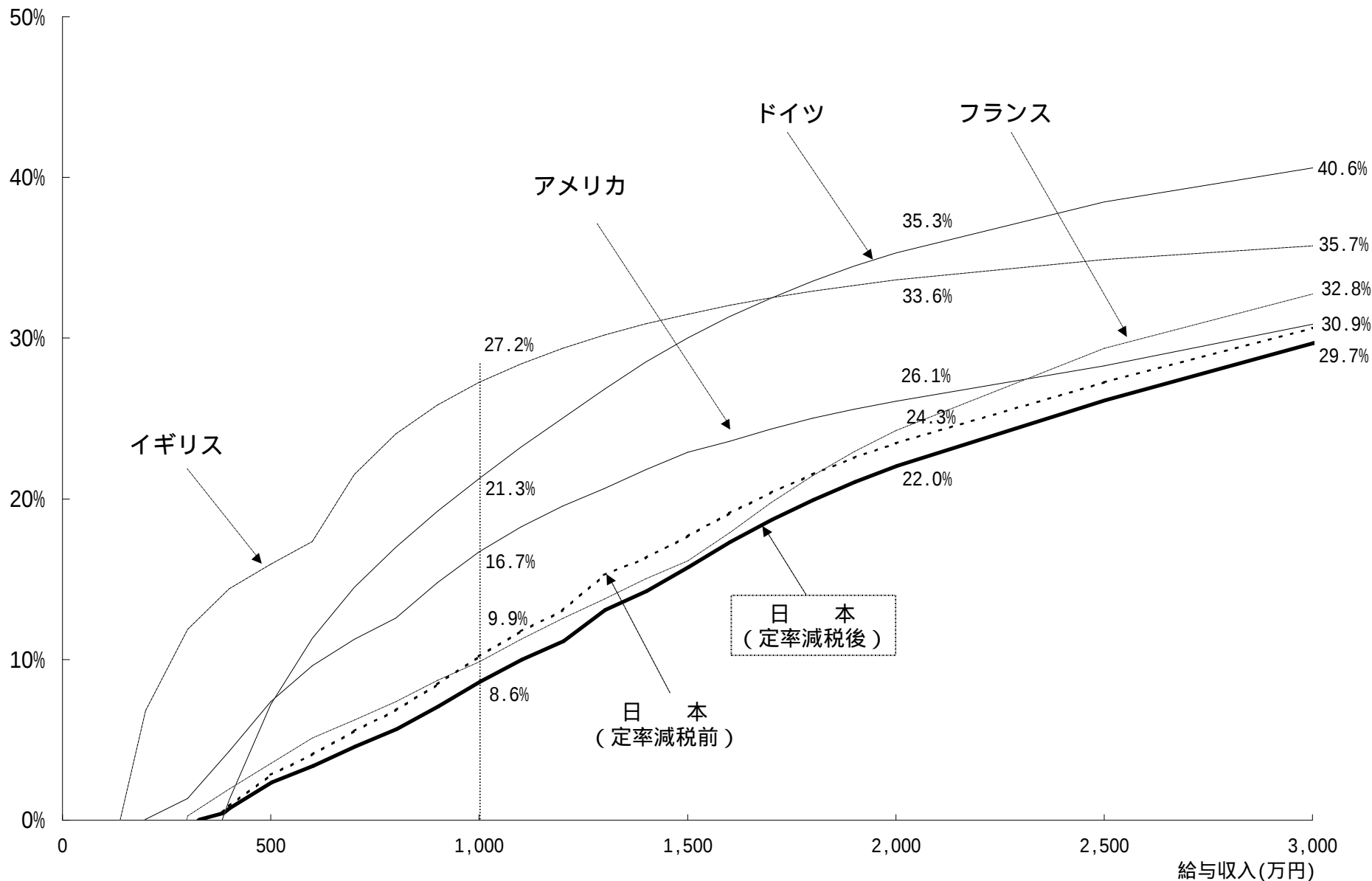


独身



- (注) 1. 日本は夫婦子2人の場合は、子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。
 2. アメリカは夫婦子1人の場合は、その子を、夫婦子2人の場合は子のうち1人を17歳未満としている。
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 諸外国は2002年1月現在。
 5. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成13年6月から平成13年11月までの実勢相場の平均値)

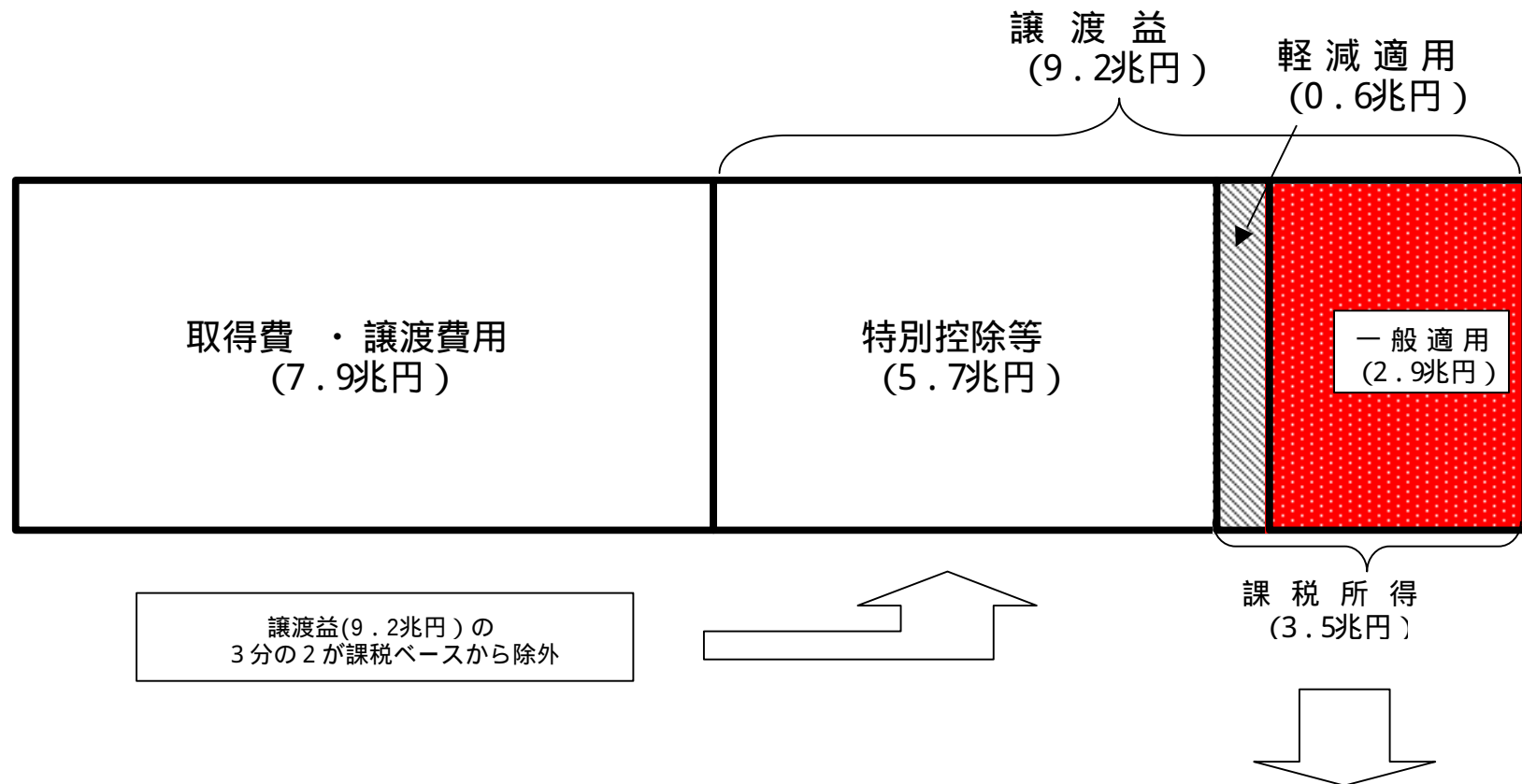
所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



- (注) 1. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 3. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。
 4. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成13年6月から11月までの実勢相場の平均値）
 5. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

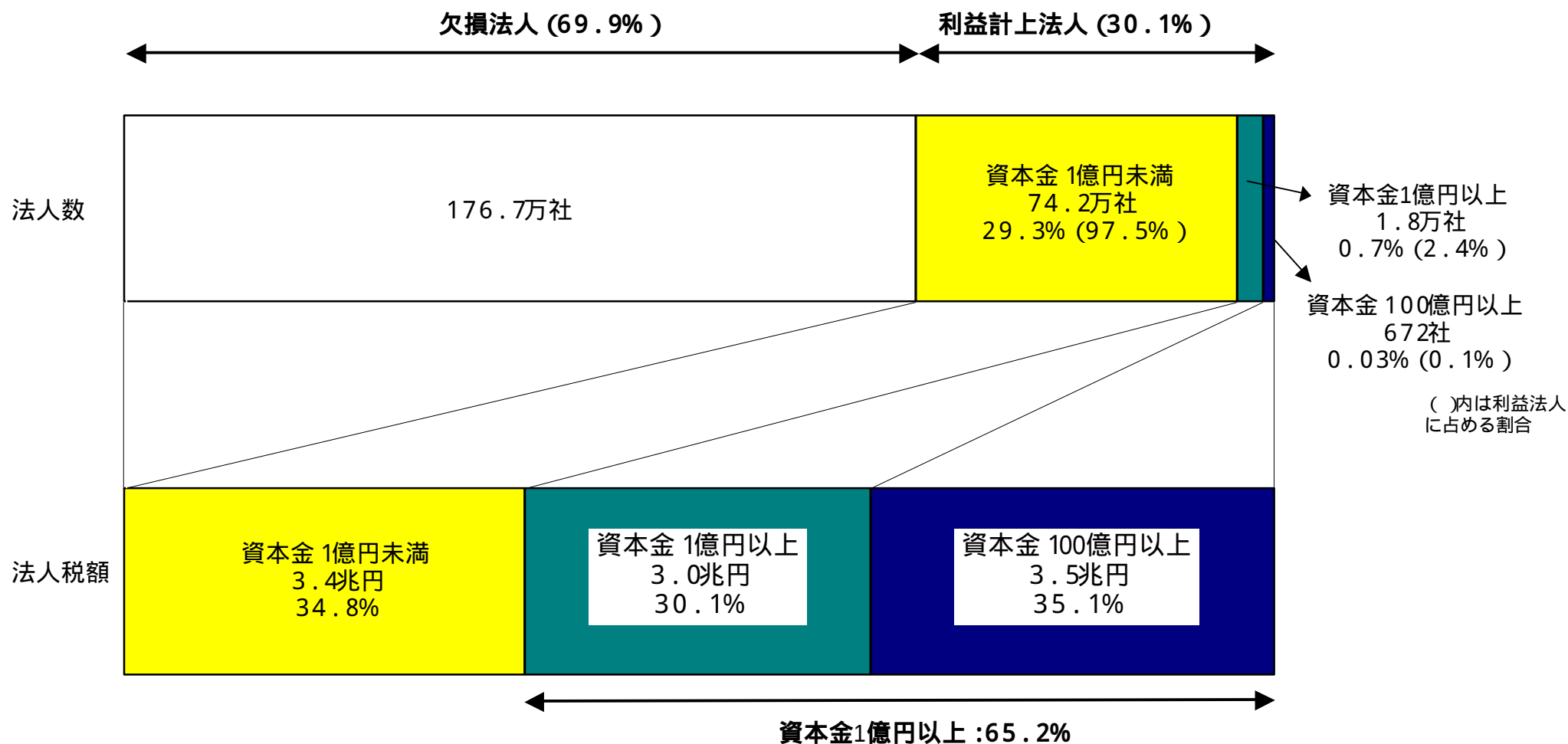
土地譲渡所得の課税状況（12年分）

— 譲渡価額 18.1兆円 —



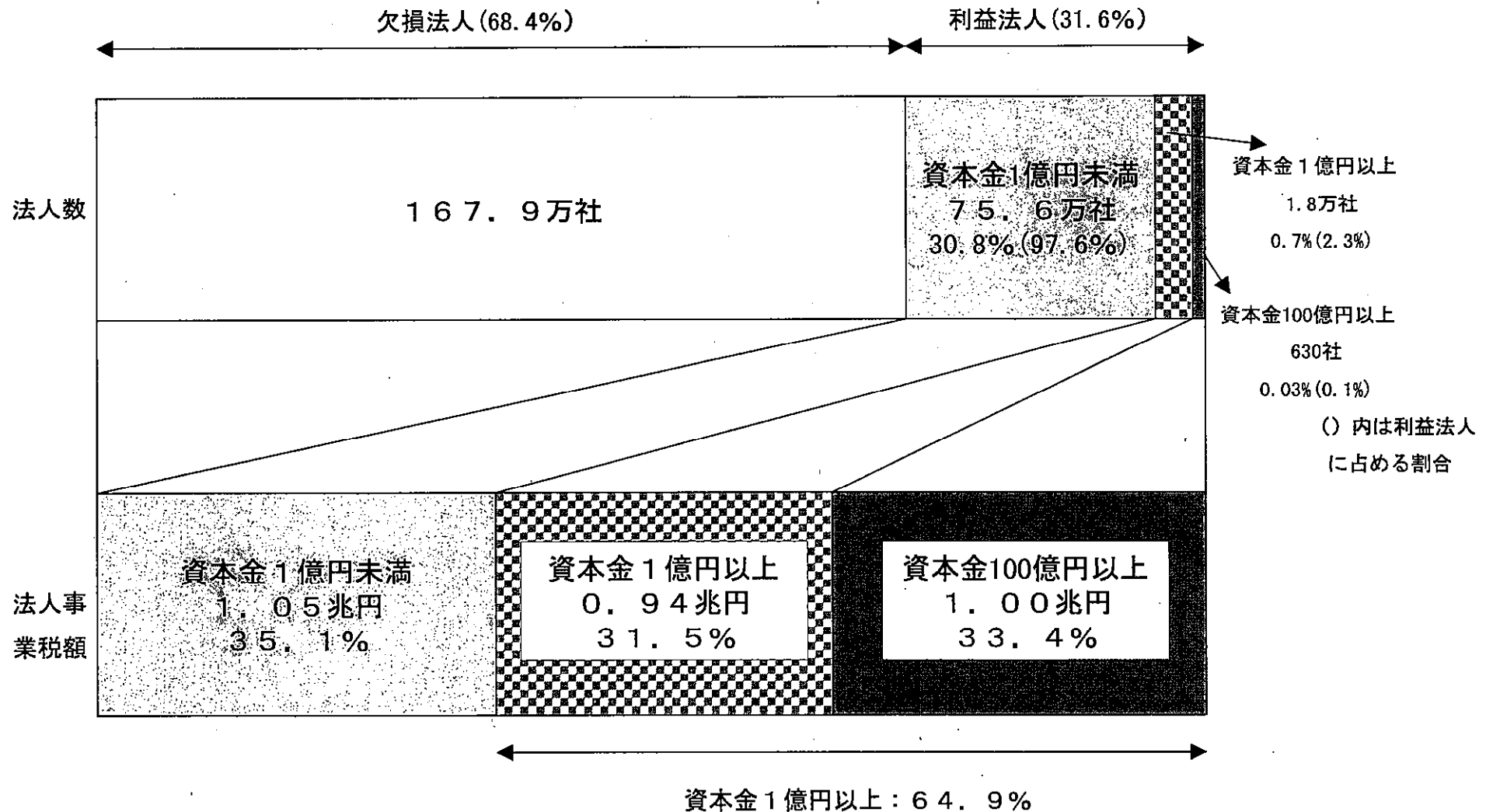
(備考) 主税局調べ

資本金階級別の法人税額 (平成 11年分)



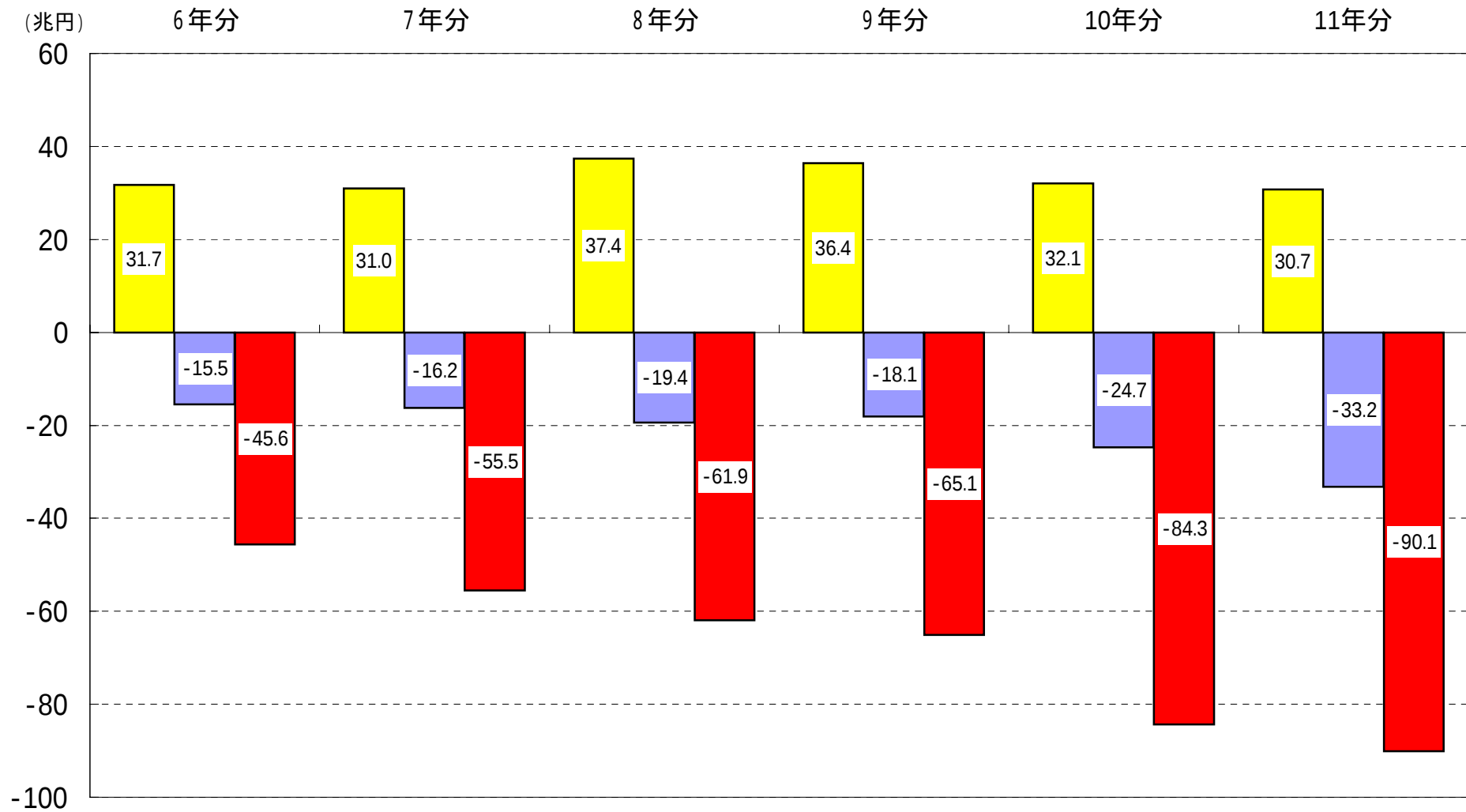
(注) 平成11年 2月1日から平成12年 1月31日までの間に終了した事業年度についての計数であり 税務統計から見た法人企業の実態 (平成 11年分) (国税庁)による。

資本金階級別の法人事業税額（平成11年分）



(注) 平成11年2月1日から平成12年1月31日までの間に事業年度が終了した所得課税法人（特別法人等を除く）の現年度課税分についての計数であり、「道府県の課税状況等に関する調（平成11年分）」（総務省）による。

所得金額と欠損金額の推移



(注) 1 「当期所得」は、繰越欠損金額の控除後の金額である。
2 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

■ 当期所得金額
■ 当期欠損金額
■ 翌期繰越欠損金額

○ 最近における相続税の主な改正

	抜本改正前	抜本改正 (昭和 63 年 12 月) (昭 和 6 3 年 1 月 1 日 以 降 適 用)	平 成 4 年 度 改 正 (平 成 4 年 1 月 1 日 以 降 適 用)	平 成 6 年 度 改 正 (現 行) (平 成 6 年 1 月 1 日 以 降 適 用)							
税 率 構 造	イ メ ー ジ 図 5 億 円 超 (最 高 税 率 7 5 %) 1 4 段 階 5 億 円 超 (最 高 税 率 7 0 %) 1 3 段 階 1 0 億 円 超 (最 高 税 率 7 0 %) 1 3 段 階 5 億 円 超 (最 高 税 率 7 5 %) → 2 0 億 円 超 (最 高 税 率 7 0 %) 抜本改正前 現 行 9 段 階 <tr><td>基 礎 控 除</td><td>2,000 万 円 + 400 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (3, 600 万 円)</td><td>4,000 万 円 + 800 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (7, 200 万 円)</td><td>4,800 万 円 + 950 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (8, 600 万 円)</td><td>5,000 万 円 + 1,000 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (9, 000 万 円)</td></tr> <tr><td>小規模宅地の課税の特例</td><td> 適用対象面積 2 0 0 m² 減額割合 事業用 4 0 % 居住用 3 0 % </td><td> 2 0 0 m² 事業用 6 0 % 居住用 5 0 % </td><td> 2 0 0 m² 事業用 7 0 % 居住用 6 0 % </td><td> 平成 11・12 年 2 0 0 m² 特定事業用等 3 3 0 m² 上 記 以 外 2 0 0 m² 平成 13 年 ~ 特定事業用等 4 0 0 m² 特定居住用 2 4 0 m² 上 記 以 外 2 0 0 m² 特定事業用等 } 8 0 % 特定居住用 } 上 記 以 外 5 0 % </td></tr>	基 礎 控 除	2,000 万 円 + 400 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (3, 600 万 円)	4,000 万 円 + 800 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (7, 200 万 円)	4,800 万 円 + 950 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (8, 600 万 円)	5,000 万 円 + 1,000 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (9, 000 万 円)	小規模宅地の課税の特例	適用対象面積 2 0 0 m² 減額割合 事業用 4 0 % 居住用 3 0 %	2 0 0 m² 事業用 6 0 % 居住用 5 0 %	2 0 0 m² 事業用 7 0 % 居住用 6 0 %	平成 11・12 年 2 0 0 m² 特定事業用等 3 3 0 m² 上 記 以 外 2 0 0 m² 平成 13 年 ~ 特定事業用等 4 0 0 m² 特定居住用 2 4 0 m² 上 記 以 外 2 0 0 m² 特定事業用等 } 8 0 % 特定居住用 } 上 記 以 外 5 0 %
基 礎 控 除	2,000 万 円 + 400 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (3, 600 万 円)	4,000 万 円 + 800 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (7, 200 万 円)	4,800 万 円 + 950 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (8, 600 万 円)	5,000 万 円 + 1,000 万 円 × 法 定 相 続 人 数 (9, 000 万 円)							
小規模宅地の課税の特例	適用対象面積 2 0 0 m² 減額割合 事業用 4 0 % 居住用 3 0 %	2 0 0 m² 事業用 6 0 % 居住用 5 0 %	2 0 0 m² 事業用 7 0 % 居住用 6 0 %	平成 11・12 年 2 0 0 m² 特定事業用等 3 3 0 m² 上 記 以 外 2 0 0 m² 平成 13 年 ~ 特定事業用等 4 0 0 m² 特定居住用 2 4 0 m² 上 記 以 外 2 0 0 m² 特定事業用等 } 8 0 % 特定居住用 } 上 記 以 外 5 0 %							

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 特定事業用等又は特定居住用とは、事業又は居住を継続して行う場合をいう。

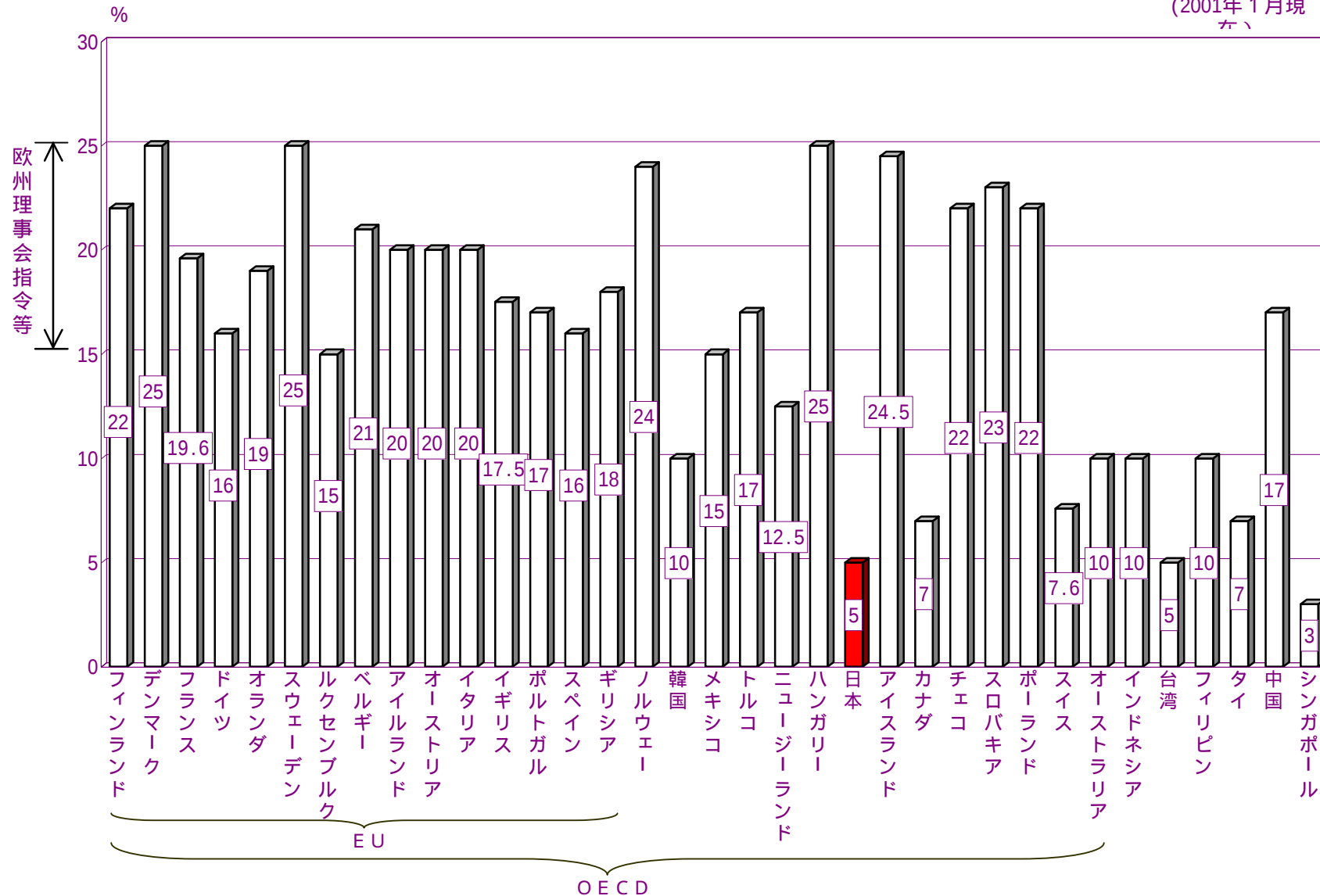
相 続 税 の 課 税 状 況 の 推 移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a)	被 相 続 人 1人当たり 法定相続人数	合 計 額 (c)	被 相 続 人 1人当たり 金 額	納付税額 (d)	被 相 続 人 1人当たり 金 額	(d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.4	16,876	3,326.5	12.7

- (備考) 1. ‘死亡者数(a)’は『人口動態統計』(厚生労働省)により、その他の計数は『国税庁統計年報書』による。
2. ‘被相続人1人当たりの法定相続人数’は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
3. ‘課税件数(b)’は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. ‘納付税額(d)’には納税猶予額を含まない。

付加価値税率(標準税率)の国際比較

(2001年1月現在)



(備考)1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税(地方税)である。

2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、州によって小売上税等を課しているところがある。(例:オンタリオ州8%)

3. アメリカは、州、郡、市により小売上税が課されている。(例:ニューヨーク市8.25%)

4. 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

事業者数及び課税売上高の推移（試算）
[消 費 税]

（単位：万者、兆円、[%]）

	平成元年	3 年	8 年	1 0 年	1 2 年
A 事業者数	5 9 5	6 0 8	6 1 1	6 0 9	5 9 3
B 課税事業者数	1 9 3	2 2 5	2 3 3	2 3 4	2 2 6
C 免税事業者数 [C/A]	4 0 2 [67.6]	3 8 3 [63.0]	3 7 8 [61.8]	3 7 5 [61.6]	3 6 8 [<u>62.0</u>]
D 課税売上高	1 , 1 6 9	1 , 4 4 6	1 , 4 8 0	1 , 3 4 2	1 , 3 4 5
E 課税事業者	1 , 1 3 0	1 , 4 0 8	1 , 4 4 5	1 , 3 1 1	1 , 3 1 1
F 免税事業者 [F/D]	3 8 [3.3]	3 8 [2.6]	3 5 [2.4]	3 2 [2.3]	3 4 [<u>2.5</u>]

（注）計数については、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。